

# 家庭科教育政策の変遷

## —教育課程における女性観の視角から—

よこ やま ふみ の  
横 山 文 野

### 目 次

序 章	本稿の目的と分析視覚	277
第1章	教育課程行政の構造	277
第2章	戦後家庭科の誕生	279
第1節	教育改革への模索	279
1.	教育改革の一般的動向	279
2.	女子教育	279
第2節	家庭科の誕生と初期家庭科の実情	280
1.	家庭科の誕生とその理念	280
2.	小学校	281
3.	中学校	282
4.	高等学校	283
第3章	産業教育の振興と家庭科	284
第1節	1950年代初頭の家庭科	284
1.	小学校及び中学校	284
第2節	高等学校家庭科女子必修運動	285
1.	全国家庭科教育協会（Z・K・K）の必修化運動	285
2.	教課審議をめぐる状況	286
3.	必修化運動高揚の要因	287
第3節	産業教育の振興	288
1.	中産審の建議	288
2.	産業界の要望	288
3.	技術・家庭科の誕生	289
第4節	1950年代の家庭科問題に見られる女性観	290
1.	「男女平等」と家庭科教育	290
第4章	経済成長の中の家庭科	290
第1節	女子「特性」論と家庭科	290
1.	学習指導要領の規定の変化	291
2.	教課審の審議状況と答申	291
3.	中産審建議	292
第2節	人的能力政策と家庭科	293
1.	「人的能力政策」	293
2.	望ましい女子労働の形態	294

3 . 1970年の高等学校学習指導要領改訂とその背景	295
第5章 家庭科男女共学の時代へ	296
第1節 家庭科男女共学運動の高まり	296
第2節 男女差別撤廃の世界的潮流	297
1 . 女子差別撤廃宣言から国際婦人年へ	297
2 . 日本における動向	298
3 . 教課審をめぐる状況	298
4 . 世論の動向	301
第6章 女子差別撤廃条約と家庭科	302
第1節 女子差別撤廃条約	302
1 . 女子差別撤廃条約	302
2 . 条約と家庭科教育	302
第2節 日本の動向	303
1 . 文部省の対応	303
2 . 男女共学の家庭科誕生へ	305
3 . 教課審における審議	305
4 . 文部省の方針転換の背景	306
終章 家庭科の変遷とその意味	308
1 . 家庭科教育の役割	308
2 . 家庭科の変遷と教育課程行政	309

## 序章 本稿の目的と分析視角

本論文は、二つの問題関心にもとづいて家庭科教育の歴史をたどったものである。第一の関心は、教育政策に対するものである。教育政策は専ら教育行政学が研究対象としているものだが、個別政策領域の研究は必ずしも進んでおらず、またそのアプローチにも偏りが見られる。すなわち法律論、法制度論に傾斜して実態的な研究が少なく、また一定の規範的立場を前提とした研究が多い。教育政策に対する理解を深めるためには、政策の内容に対する価値判断からは一定の距離を置いた実証的研究が必要である。このような教育政策の研究は、個別政策領域の研究がまだ発展途上であり、充分な蓄積をもたない行政学にとっても意義があると思われる。

第二の問題関心は教育学をはじめ、諸学問が性差別の視座を欠いていることに対するものである。女性学は、これまでの学問が男性中心に人間と社会を説明してきたという厳しい批判に基づいて各学問分野の再検討を行う新しい学際的な学問だが、日本においては研究領域が必ずしも広がってはない。特に、政治学や行政学の分野における女性学的視点からの研究は乏しいと言える。公共政策が女性の地位に与える影響力の大きさを考えるならば、それがどのような背景や意図のもと展開されてきたのかについての実証的研究が必要である。国の教育政策は多数の児童・生徒を対象とし、その影響力は甚大である。教育政策がどのような思想に基づき、どのように展開されてきたかを女性学の視点から、すなわち性差別の視点から検討することは意義のあることであると考える。

以上のような二つの問題関心に基づいて、本論文では戦後の家庭科教育政策の変遷を論じる。家庭科は、もともと戦後の民主的家庭建設を担う教科として教育改革の中で誕生した科目だった。「男尊女卑」の女性観が制度上は否定され、女性の地位向上の基礎が築かれた戦後改革期の高揚した雰囲気の中で、新しい教育の象徴の一つとして家庭科は誕生したのである。しかし1950年代以降の「逆

コース」の流れの中で、家庭科の位置付けは次第に変化していった。学習指導要領をはじめとする公式の文書の中で「女子の特性論」が強調されるようになり、教育内容は産業界の要請を受け入れ、「家庭の民主化」に代わって「技能中心主義」となっていったのである。それに伴い、女子への家庭科履修の圧力は強まり、履修方法や学習領域も男女で分けられるようになる。1973年の改訂では、高校では女子のみ必修となった。これに対して、性によって教育課程を分けることは差別である、として反対する動きが各方面で表面化した。しかし文部省は「女子のみ必修は教育的配慮であって、差別ではない」との見解を取り、家庭科の男女共学運動にたいして何等対処しなかった。ところが1984年になって、このままでは女子差別撤廃条約に抵触することが明らかになり、同条約の批准を推進する外務省の要請もあり、文部省は家庭科の履修法の見直しを開始する。こうして1987年には教育課程審議会の答申を受けて、中学校は1993年から、高等学校では1994年から、男女共学の家庭科となることが決定した。

本論文ではこの間の流れを概観する。その際、学習指導要領を中心として、審議会の答申、関係者の発言、関連文書などを分析し、そこにみられる女性観の変遷を帰納的に明らかにし、あわせて教育政策に対する経済的視点の浸透の実証を試みる。そしてその変遷の特質と教育課程行政の構造全体との関連を考察したいと思う。

## 第1章 教育課程行政の構造

まず第1章では、家庭科教育の変遷を論じるにあたっての前提となる教育課程行政の構造について概観する。教育課程行政の構造は、文部省、都道府県教育委員会、市町村教育委員会、各学校、の重層構造になっている。各学校は教育課程の編成にあたって各種の法令、政令、規則、通達の規制を受けているが、とりわけ重大な制約を加えているのが学習指導要領の存在である。学習指導要領は、教育課程の基準として、法的拘束力を持つものとされており、具体的な教育内容について基

準を示すものである。従って学習指導要領に規定された事項は、実際の教育課程の編成において重大な影響を及ぼすのである。

現在、学習指導要領には、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の別がある。学習指導要領の改訂は以下のような手順で行われる<sup>(1)</sup>。まず第一段階として、文部省において各種のデータを収集・整理し、現行教育の問題点を解明する。これらの資料の収集・分析により問題点を検討したうえ、文部省は教育課程審議会に諮問する。ここからが第二段階である。教育課程審議会は教育学者、教科の専門学者、小・中・高校の教師、教育行政関係者、一般有識者などで構成される。教育課程審議会は、文部大臣の諮問を受けて審議を行い、途中で「中間まとめ」、「審議のまとめ」などを出して、外部から意見を聞く機会を設けている。こうした手順を踏んだ後、文部大臣に答申を行う。教育課程審議会が答申を出した後が第三段階である。答申の方針に従って、文部省が学習指導要領の作成に着手する。学習指導要領の作成のためには、教育課程審議会とは別組織の学習指導要領作成協力者会議が文部省に設置される。そのメンバーには主として現場の教師を中心として、その他に教科の専門学者や県の指導主事等が多く参加している。この協力者会議を中心として、文部省の教科調査官や視学官が加わって、学習指導要領の具体的な改訂作業がすすめられる。これが一応まとまるとき案を中間的に発表し、関係者の批判や意見・要望をきいて最終的な学習指導要領として告示する。こうして告示された学習指導要領が翌年以降から実施に移されるのである。

以上のようなプロセスの中で教育課程審議会（以下教課審と略す）は重要な位置を占めている。文部省は教課審の答申を受けて、その方針に従って学習指導要領の改訂を行う。教課審は、「文部大臣の諮問に応じ、教育課程に関する事項を調査審議し及びこれに関し必要と認める事項を文部大臣に建議する」（教育課程審議会令第1条）ことを目的として、1950年に文部省に設置され、現在までに26の答申を出している。審議会の委員は60人以

内で構成される。（第2条）審議会委員は、教育職員・学識経験者・関係各庁の職員のうちから文部大臣が任命する。（第3条）審議会には三つの分科会が設置されているが、その名称と分担事項は次の通りである。（第6条）

#### 「初等教育課程分科審議会」

小学校及び幼稚園並びに盲学校、ろう学校及び養護学校（除く中学部及び高等部）の教育課程に関する事項

#### 「中等教育課程分科審議会」

中学校並びに盲学校、ろう学校及び養護学校の中学校部の教育課程に関する事項

#### 「高等学校教育課程分科審議会」

高等学校並びに盲学校、ろう学校及び養護学校の高等部の教育課程に関する事項

学習指導要領の作成には、公式的側面と非公式の側面がある。公式的側面では、法規及び明示された手続きに従い、参加者を限定したうえで審議が行われ、作成がすすめられる。この公式的過程は教課審がスタートした時点から始まる。しかし非公式の側面はそれ以前に始まっている。非公式な過程に参加するアクターは不確定であり、関与の仕方も様々だがその影響力は無視できない。教育課程改訂のプロセスにインパクトを与えるアクターには次のようなものがある。第一は、戦後ほぼ一貫して与党の地位にある自民党である。第二のアクターは文部省である。文部省は審議会の事務局として審議の方向性やペースに影響を及ぼす。また、教課審の答申後、実際の学習指導要領作成の作業には文部省の教科調査官や視学官が参加するため、そこでも影響力があると言われている。

審議・答申段階に影響を及ぼすのは、新聞等のマスコミと教育圧力団体である。「教育に関係した団体が、その存立目的である特定利益の達成のために、政府や政党に働きかけて教育政策の形成・決定に何らかの圧力を行使している場合」にこの団体を教育圧力団体という<sup>(2)</sup>。教育課程をめぐって教育圧力団体に転じうる可能性のある主な団体としては、次のようなものがある。

- ① 学術研究団体——日本学術会議、教育関係諸学会、各種教科研究団体
- ② 教職員団体——各種教職員組合、日本教育会、全国連合小学校長会、全日本中学校長会、全国高等学校長協会<sup>(3)</sup>、全国公立学校教頭会等
- ③ 地方教育行政機関の各種団体——都道府県教委、市町村教委、指導主事団体、都道府県や市町村の連合体等
- ④ 社会教育団体——PTA、全国教育父母会議、婦人・青少年教育団体等
- ⑤ 教育事業団体——日本育英会、日本私学振興財団等
- ⑥ 学校関係団体——国・公・私立各大学協会、日本教育大学協会、日本私立大学団体連合会、全国専修学校各種学校総連合会等

この他にも、日経連や経団連、経済同友会などの産業界、各種の市民団体などが影響力を及ぼすこともある。

## 第2章 戦後家庭科の誕生

### 第1節 教育改革への模索

#### 1. 教育改革の一般的動向

敗戦直後の教育政策は混乱していた。政府は軍国主義、超国家主義の排除と同時に、「國体護持」を最優先の課題とする方針をとっていた。しかし、この方針は、10月11日のGHQの「五大改革指示」(婦人の解放と選挙権の付与、労働組合の結成の奨励、学校教育の自由主義化、専制政治の廃止、経済の民主化)に始まる各種の指令によって否定される。改革は、自由主義的教育を行うために、まず戦前の精神の自由を抑圧するような制度を排除するという禁止的措置を中心に進められた。

五大改革指令にそって、10月22日には「日本教育制度ニ対スル管理政策」がGHQから発表された。これは教育内容から軍国主義、超国家主義イデオロギーを排除し、基本的人権の思想に合致する諸概念を教授し、実践・確立することを説いている。また極端な国家主義者や占領政策の反対者の追放、国家主義的イデオロギーを助長する記述

を教科書から削除することも命じていた。これ以後、この管理政策に基づく指令が多数出される。

#### 2. 女子教育

「國体護持」から一転して「自由主義的教育」への転換は、女子教育についての施策にも反映した。敗戦から一ヶ月たった9月12日に、文部省は「時局ノ急転ニ伴フ学校教育ニ關スル件」を各地方長官宛に出しているが、この中で女子青年学校においては、「婦徳の涵養」と「就学の徹底」を行うことを述べていた。しかし、「五大改革指令」を受けて、女子教育の方針も旧態依然とした「婦徳の涵養」におくことが出来なくなった。このような情勢の中で、閣議諒解事項として「女子教育刷新要項」が12月4日に公表された。これは女子教育改革の基本方針として「男女間ニ於ケル教育ノ機会均等及教育内容ノ平準化竝ニ男女ニ相互尊重ノ風ヲ促進スルコトヲ目途トシテ女子教育ノ刷新ヲ図ラントス」と述べ、高等教育機関の女子への門戸開放や、男女の中等教育の平準化など女子教育の向上について定めている。

1946年3月には米国教育使節団の一一行が来日した。これはGHQ/SCAP(連合国軍最高司令官・総司令部)に設けられた民間情報教育局教育課(Civil Information and Education Section, Education Division, 以下CIE教育課と略す)が戦後教育改革の指針を得るために米本国に派遣を要請していたもので、約一ヶ月の滞在の後、報告書を提出して帰国した。(第一次米国教育使節団報告書) この報告書は教育史上重要な意義を持つもので、GHQはこれを全面的に了承し、後の教育政策の基本路線にしたといわれている。女子教育に関してこの報告書では男女の差別の禁止、男女の教育機会均等と共学が主張されている。

CIEは使節団の来日に先立って、文部省に新しい教師用指導書の作成を指示していたが、これが「新教育指針」<sup>(4)</sup>として1946年5月から4分冊に分けて刊行された。この「新教育指針」は、全体として米国教育使節団報告書を反映したものとなっている。指針の構成は、第一部と第二部に分

けられており、第一部は前篇が「新日本建設の根本問題」と題され、六章に分けて日本の教育の問題点が論じられている。後篇は七章に分けられ、「新日本教育の重点」として、個性教育の尊重や公民教育の振興、科学的教養の普及などについてふれている。第二部は「新教育の方法」で教材の選び方などからなっている。

女子教育については、第一部後篇第三章で「女子教育の向上」として論じている。それによれば「これまで日本の婦人の多くは低い教育しか与えられておらず、一人前の個人として社会に立つようには仕向けられない」「これまで性の区別は明らかに階級の差別であった。……女が進んで自分の意見を述べたり要求したりすれば，“女のくせに”といって非難された。」そのために「女の劣等感は抜きがたいものとなっていました。」「女子を弱いもの、劣ったものと考えることに慣れてきた者が、女子を低い教育に止め、封建的な家族制度にふさわしく教育しようと考えるのは無理のないことであろう。」このような現状認識に立ったうえで指針は次のようにいう。「女子は、妻であり母である前に人である。……人間性の自由な発展が女子についても重んぜらなければならない。……教養についても男女によって差別があるべきではない。……女子教育のめあてとすべきことは、女子を個人として、国民として、完全に育てあげることである。」このように文部省は家制度下の教育を批判して、新しい時代の女子教育の方向を説いている。

同様の趣旨は、同年11月3日に公布された新憲法の審議の過程でも文相によって述べられている。田中耕太郎文相は、7月7日の帝国憲法改正案委員会で社会党の加藤シズエの「女子教育における良妻賢母主義」に関する質問<sup>(5)</sup>に答えて次のように述べている。

「從来日本ニ於キマシテハ、此ノ良妻賢母主義ハ女子ノ人格ヲ尊重セズ、又自由ヲ尊重セズ、女子ヲ男子ノ手段ニスル、又家族ノ犠牲ニスルトイウヨウナコトガ、如何ニモ良妻賢母主義デアルカノヨウニマッテ居リマシタ。」そのため「女子ガ十

分ナ教育ヲ受ケ、又女子ノ人格ト知性ノ発達ガ阻害された。従って「男女相互間ノ尊重ガ女子教育ノ根本」である。

新しい憲法に基づいて、1947年3月30日には教育基本法が公布され、同時に学校教育法が施行され、新しい日本の教育の土台がつくられた。教育基本法では第三条で教育の機会均等、第五条で男女共学が明記され、男女共学は制度上確立された。戦前の明治憲法と教育勅語体制の下では、女性が権利の主体として男性と同等に扱われることはほとんどなかったので、男女共学、男女の教育機会均等の原則が「当然の理念」として法律に明記されたことは画期的なことであった。このような教育政策の大きな転換のなかで家庭科は誕生したのである。

## 第2節 家庭科の誕生と初期家庭科の実情

### 1. 家庭科の誕生とその理念

戦後教育改革は、1945年10月2日、CIE教育課の指導と監督の下で進められた。1946年4月、文部省は教科課程改正準備委員会を省内に設立し、新しい教育課程の作成に着手し、1947年1月には学習指導要領がほぼ完成した。

同年3月31日には教育基本法とともに学制改革のための学校教育法が公布された。これによって小学校六年、新制の中学校三年が義務化された。この新しい学校制度の発足を前に文部省は3月20日、『学習指導要領一般編(試案)』<sup>(6)</sup>を発行し、続いて5月15日には『学習指導要領家庭科編(試案)』が出された。「はじめのことば」に家庭科の性格が説明されている。「家庭科すなわち家庭建設の教育は、各人が家庭の有能な一員となり、自分の能力にしたがって、家庭に、社会に貢献できるようになる全教育の一分野である。この教育は家庭内の仕事や、家族関係に中心を置き、各人が家庭建設に責任をとることができるようにするのである。……その目的も内容も、考え方も、今までとは全く違ったものであり……」とある。学習指導要領家庭科編作成の中心的人物であった文部省教科書局第二編修課の家庭科担当監修官重松伊八郎も、

「単なる裁縫・家事の合科ではない」「単なる技能教科ではない」「女子教科ではない」という家庭科教育の『三否定の原則』を提案しており<sup>(7)</sup>、戦前の家事・裁縫科とは全く異なる「民主的家庭建設」のための教科として家庭科は誕生した。

この試案では「話し合い、協力して作る家庭」を「民主的家庭」ととらえており、この部分については男女とも学ぶことをすすめている。しかし調理、裁縫をはじめとする具体的な家事に関する事柄は、女子が学ぶことが当然視されている。この試案の解説である重松伊八郎『新しい導き方家庭科概説』<sup>(8)</sup>でも、男女とも「家庭生活の基本的態度」を学習しなければならないが、家事に関連する技能の習得は女子のみに必要であるとし、次のように述べる。「家庭の実務の習練が、一般的大部分の女子にとって必要なものであるという事情は、日本でも西洋でも同じことである。民主家庭になったからといってこんな事情までひっくり返ってしまうはずはない。」

このように戦前の家事・裁縫教育的発想は随所にみられるものの、教科の理念としては、「民主的家庭建設」を担う科目として出発した家庭科だった。そのため小・中・高校を通じて、理念的には男女の差はつけないとしていた。しかし、その内実はどうだったのだろうか。次に戦後初期家庭科の実状について見てみる。

## 2. 小学校

小学校では家庭科は5,6年の児童を対象に「必須科目」として男女共学で始められた。『学習指導要領家庭科編（試案）』では、家庭科教育は、「家庭内の仕事や家族関係を中心におく」もので、「今までの古い考え方とは、その目的も内容も考え方も全く違ったものであり、家庭生活の重要性をよく認識させるべきである」とされ、10单元を例示している。しかし小学校の家庭科は、成立直後から存亡の危機に直面し、1949年に設置された教育課程審議会（以下教課審と略す）ではその廃止が議題に上った。

小学校家庭科の廃止が取り沙汰されるように

なった背景には、それまで女子のみに課せられていた教育を急に男女共学で行なうようになったため、授業がうまくすすめられないという事情があった。成立当初の小学校家庭科では、理念的には区別をつけないとしながらも、実態として男女別の教材が使用されることもあった。例えば、被服制作は女子のみに課せられ、男子には掃除道具、家庭用品、運動具などの制作・修理が課せられていた<sup>(9)</sup>。ひとつの授業の中でこのような二種類の教材を同時に取り扱うことは困難だった。また男子が家庭科を学ぶことに対する父母の理解も低かった。そのうえ家庭科の眼目であった「民主的家庭建設のための教育」は、社会科の学習領域に属するという意見が多数あった。このような事情から小学校家庭科の廃止問題が浮上してきたのである。

家庭科存立の危機に際して、家庭科教師は全国組織を結成して存置請願運動を展開した<sup>(10)</sup>。重松伊八郎の後を受けて文部省の家庭科主任になった山本キクは、小学校家庭科の存廃問題は、家庭科教育全体の問題であるとして、小・中・高・大学の教員が一体となって取り組むよう日本家政学会の中に小学校部を設けることを提案した。しかし当時の家政学会の規約では、会員の資格として専門学校以上の卒業者であることを求めていたので、大部分が師範学校卒である小学校教員は入会できなかった。そこで小・中・高・大学、指導主事、その他家庭科教育に理解のある者は誰でも入会できる組織として、全国家庭科教育協会（略称Z・K・K）が結成された。小学校問題は急を要していたので、全国的に会員を募る余裕もなく、東京近郊の家庭科教師を中心として1950年4月1日結成式が行われた。このZ・K・Kの会員が中心となって家庭科関係者は家庭科教育の重要性を各方面に陳情した。その結果、最終的に1950年6月22日、教課審初等教育分科会は存置を決定した。

誕生後数年にしてその廃止が取りざたされるようになった小学校家庭科であったが、児童や父母は家庭科をどう見ていたのだろうか。1949年5月に行われた「福島県南地区における小学校家庭科

の調査」(五年男子3015名、同女子2975名、六年男子3576名、同女子3560名とその父母11987名に対する調査<sup>(11)</sup>)によれば、家庭科は好きか嫌いかという質問に対して、男子の55.54%、女子の91.23%が好きと答えている。嫌いと答えたのは男子21.26%、女子0.15%である。家庭科について考えること、という項目では「洋裁をもっとやりたい」「裁縫をもっとやりたい」という声が多い。では父母はどう考えていたのか。家庭科は必要かという問い合わせに対して、89.18%が必要と答えている。不必要と答えたのは1.17%である。家庭科教育の利点としては、「実生活に役立つ」「将来役立つ」というのに加えて「時勢に適している」というのがあげられている。改めるべき点は「男子教材へ配慮すべき」「理論より実際的な裁縫を」「時間をもう少し増やすべき」という意見があった。この調査結果を見ると、民主的家庭を建設する新しい家庭科自体は児童、父母ともに肯定的に受け止めていることがわかる。しかし、戦前の家事・裁縫教育の古いイメージをひきずっており、家庭科における裁縫教育の内容・程度に不満があったようである<sup>(12)</sup>。

### 3. 中学校

中学校の家庭科<sup>(13)</sup>は、1947年に必修科目である職業科（農業・工業・商業・水産・家庭・職業指導）の中の分科目の一つとして成立した。1947年の『学習指導要領家庭科編（試案）』によると、小学校第五学年から高等学校第三学年までを通じた次のような総目標が掲げられている。

- 一. 家庭科において（家族関係によって）自己を生長させ、また家庭及び社会の活動に対し、自分の受け持つ責任のあることを理解すること
- 二. 家庭生活を幸福にし、その充実向上を図つて行く常識と技能とを身につけること
- 三. 家庭人としての生活上の能率と教養を高めて、いっそう広い活動や奉仕の機会を得るようにする

これらの目標を見ればわかるように、家庭科は

家庭人としての一般教養を身につけるための教科とされ、具体的な学習内容も、「幼い家族の世話」「夏の装い」「上手な買い物」など、実生活上の基本的な事項が扱われていた。家庭科は、理念においては、家庭生活の民主化と充実向上を図ることのできる能力を、男女の別なく身につけさせることを目指していたのである。しかしその内実は男女別学に近い状態であった。

それまで女子のみに課せられていた家庭科系の教育が、男女共に履修できる職業科の一科目となつたことは画期的な変化だったわけだが、実際の運営としては、女子は「家庭」だけを履修するにとどまっていた。男子の履修は認められていたが、文部省側も男子生徒が家庭科を履修することを特に期待していたわけでなかった。家庭科の発足にあたって、重松伊八郎は家庭科の意義について次のように述べている<sup>(14)</sup>。

「今や婦人の地位の向上とともに、その活動の場面は広範になり、奉仕の世界はいよいよ開けてきた。ところが、これまでこういう社会的活動に従事した多くの婦人先覚者も、家庭的にはとかくの非難を受けるものが少なくなかった。……今後婦人がその天分に従って大いに奉仕と活動の天地を広くもとめるについては、家庭生活の能率を二倍にも三倍にもあげるということが絶対の条件である。単に裁ち縫いや煮炊きの技術だけの修行では足りないものがある。家庭科は実に以上のような家庭生活の重要性ゆえに設けられなければならなかつた。」

つまり家庭生活を能率化して女性の活動領域を広げるために家庭科は必要であるといっているのである。そして職業科の中に家庭科が入っている理由をこう述べる。

「なぜこんな組み合わせ方をしたかというと、それはアメリカにおけると同様、女子をして男子と同等の教育の機会を得しめるには、他の基本的教科の時間を食うことができない。そのため実業諸科と取り組んで総時間数の見合いを保っているにすぎない。」

男女の教育機会均等の原則を保障するための組

み合わせというわけである。そして誰が履修するかについては、こう言っている。

「大部分の女子は家庭科を選ぶだろうが、必ずこれを取ることを強いるのではない。同様に男子は他の実業諸科を選ぶものが大部分であろうことを予想しているが、男子にして家庭科を選ぶものがあってもこれを拒みはしない。」

1947年の学習指導要領は小学校と同様、短期日で作成され、不備の多いものだったため、完成直後から改訂が予定されていた。家庭科関係者は、家庭科が職業科の一科目として置かれていることに対して強い不満を持っていたので、独立教科とするよう機会あるごとに陳情を行っていた<sup>(15)</sup>。こういった声を受けて重松伊八郎も尽力し<sup>(16)</sup>、文部省はCIE(民間情報教育局)との間に家庭科を独立教科として置くという了解をとりつけ、1949年5月に「新制中学校の教科と時間数の改正について」(発学261号)という通達を出した。この通達によって「職業科」は「職業及び家庭科」となり、家庭科は職業科と並列され独立教科の取り扱いとなった。家庭科の職業科からの独立を願っていた家庭科関係者は、この通達を独立への前進として評価した。しかしこの通達が実施の段階にいたらぬまま、同じ年の12月9日に「中学校職業科および家庭科の取扱について」(文初職242号)が出され、「職業・家庭科」として再びひとつの教科に結合された。家庭科関係者はこの通達にたいして激しく反発し、分離・独立要求は一気に高まつた<sup>(17)</sup>。

#### 4. 高等学校

新制高等学校は、小・中学校より一年遅く1948年4月に発足したが、高等学校の教育課程は1951年の学習指導要領が出されるまで安定しなかった。1949年には最初の『学習指導要領家庭科編 高等学校用』が発行された。この学習指導要領を読むと、当時の高校家庭科がどのような位置付けにあったのかがよくわかる。「まえがき」では「この教科の最終目的は、家庭生活の理解と価値認識が養われ、その結果、人がますますよい家庭人となり、社会

人となることであろう。これは男女に等しく必要なことであるが、特に女子はその将来の生活の要求に基づき、一層深い理解と能力を身につける必要があるので、家庭生活の一般に関する学習を少なくとも14単位必修されることが望ましい」と述べている。「民主的家庭建設」のための共通部分は男女で学ぶべきだが、さらに女子には「将来の生活の要求」から加重するという発想は、この後の学習指導要領でも一貫して見られる考え方である。小・中学校では、家庭科は男女ともに必要な教育、という点が強調されているが、高等学校ではすでにこの時期から男女とも必要であるとしながらも性差を強調していることがわかる。

この学習指導要領では高等学校家庭科の内容は、①被服 ②育児 ③家庭経理(家庭経済、家庭管理) ④住居 ⑤食物 ⑥家族関係 ⑦家庭衛生の七領域とされ、小・中学校の上にさらにより深く研究することが望ましいとされた。そして各領域ごとに総目標を掲げ、内容を「一般家庭」と「選択」に分けて単元を設定している。家庭経済の「まえがき」ではこう述べられている。

「これまでには、主婦が朝早くから夜おそくまで、ただただ家庭の仕事に忙殺され、また家庭生活に没頭することを持って、日本女性の一大美点であるかのようにみずから考え、また他からもそうされて来たのであるが、今後の日本における主婦の生活は、もっと広い視野から見直されなければならない。すなわち家務に忙殺されるのではなくて、時間と労力および物と金との余裕を生み出し、家庭生活を楽しむとともに、読書や研究によって教養を高め、あるいは近隣・友人・親類とのよい間がらをつくって、ともに向上し、あるいは職業、社会事業に従事し、かくして社会の一員としての責任をも、十分に果たすべきである。」

家庭科は男女協力して民主的な家庭を築くための教育であるとされていた。しかし、その教育を受ける対象には、主として女子が想定されていたと言える。

以上見てきたように、小・中・高校の発足当時の家庭科には、理念と実態の乖離が存在し、内部

に問題を抱えてのスタートであったのである。小学校を除けば家庭科は基本的に女子用教科と見られていたといえる。初期家庭科の「三否定の原則」の「女子用教科ではない」というのは、「女子に履修を強制しない」という意味であり、「女子用」ないし「女子向き」教育を否定したのではなかつた<sup>(18)</sup>。しかし、「女子に履修を強制しない」という、いわば女子に認められた拒否権が、次第に認められなくなっていくのがその後の家庭科の歴史なので、初期家庭科をもって「男女共学の家庭科」と肯定的に表現する<sup>(19)</sup>のも間違いではないだろう。

### 第3章 産業教育の振興と家庭科

#### 第1節 1950年代初頭の家庭科

朝鮮戦争は「朝鮮特需」と呼ばれる日本経済の活性化をもたらした。50年代半ばになって社会経済が安定し、経済活動が活発になると、戦後改革において目指された民主化のための教育政策は次第に後退し、代わって経済自立政策、労働力政策が前面に出てくるようになる。民主的な家庭を建設するための教育として誕生した家庭科は、1950年代に入って少しづつ変化し始める。

##### 1. 小学校及び中学校

1951年7月には『学習指導要領一般編（試案）』が出され、他の教科については改訂が行われたが、家庭科については存廃を巡る情勢の中で見送られた。そのため教育内容や履修形態に大きな変化はない。

中学校では1949年の通達で「職業・家庭科」というひとつの教科になり、家庭科の分離・独立の要求が高まっていたことは先に述べた。その後、これは1951年12月の『中学校学習指導要領 職業・家庭科編（試案）』で「職業・家庭科」として確定した。この学習指導要領は農業・工業・商業・水産・家庭を解体し、「実生活に役立つ仕事」を中心に再編成してひとつの教科、「職業・家庭科」として融合させた。

学習内容は、①仕事 ②技能 ③技術に関する

知識・理解 ④家庭生活・職業生活についての社会的、経済的な理解、の4項目から成り立ち、このうち「仕事」は4分類12項目に分けられている。発足時の「家庭建設のための教育」という性格はかなり弱められ、職業教育的色合いが濃くなっている。具体的な教育計画では、4類12項目の仕事を選択、組み合わせて男子用及び女子用、農村用、都市用の教育課程の例を提示しているのも特徴である。また男女の特質の強調として、「特性」という用語が最初に登場したのはこの学習指導要領においてであった<sup>(20)</sup>。そこでは、「中学校の時代は、男女の特性がはっきりしてきて、おのおのその適する分野に従って能力をじゅうぶんに伸長させるべきである」とのみ述べられ、具体的な男女の特性の内容にはふれられていない。しかしこの後「特性」という言葉は特別の意味を含んで多くの公的文書で見られるようになっていく。

この頃から、関係者の家庭科に関する発言にも、微妙な変化が見られるようになってきた。戦後間もなくは、改革期の高揚した雰囲気の中で、新しい教育の象徴の一つである家庭科の重要性が語られた。そこでは家庭は男女が協力して作り上げるものであり、それゆえ家庭科の学習は男女ともに必要である、とされた。実態としては男女で取り扱いの差があり、あるいは別学状況にあったが、理念としては男女で学ぶ家庭科であった。そのため男女で教育内容を分けることを公然と論じるのは憚られたのである。しかし1950年代に入るとその建前の拘束力も弱まり、実態に即した本音が顕在化し始めた。文部省で家庭科を担当していた山本キクは、Z・K・Kとも関係が深く、家庭科教育に影響力を持つ人物で、各地で家庭科教育の重要性を説いていたが、中学校の新しい職業・家庭科を説明して次のように言っている。

「社会生活の一単位である家庭生活を原始のままに置き去りにしてどこに文化国家を建設しようというのでしょうか。家庭においても社会においても男女相互の理解と協力があって初めて民主社会が実現するでしょう。この意味で男子の『家庭』教育が必要ですが、女子と同程度にする必要はあ

りません。男子は将来職業によって立つべきですから。従って女子の『職業』教育は中学校においては、男子と同様にする必要がないことも考えられましょう。女子には女子の男子には男子の特性があり、大多数の女性のとる自然の方向、すなわち家庭の教育を主にするのが自然でしょう。」<sup>(21)</sup>

またこうも述べている。「男女共学であり男女同権であるからと言って全く男女同じように教育することは考えものである。男女の特性から誘導してその特性を發揮させることが、個性尊重の意義に合致し、実生活における分担を意味し、それを和に導くゆえんでもあろう。」<sup>(22)</sup>

## 第2節 高等学校家庭科女子必修運動

高等学校の家庭科は、制度的に男女とも選択して学ぶ教科として誕生した。選択教科制となることに対して、家庭科関係者は二つの理由から不満を持っていた。それは第一に、期待していたほどには女子が家庭科を選択しなかったということ、第二に選択者の大半が女子であるため、女子のみ「はみ出し」で家庭科を学ぶなど、授業時間割運営上の問題を生じたことである。しかし女子の履修率については必ずしも低いとは言えなかつた<sup>(23)</sup>。

女子生徒の家庭科の履修率は以下の通りである。

### 女子の家庭科履修率

「一般家庭I」	67.8%
「一般家庭II」	57.2%
「被服I」	70.7%
「被服II」	56.6%

このほかの科目で60%以上の履修率を示したのは、日本史・世界史、解析I、生物、英語I・IIだけである。こうしてみると、家庭科の履修率は決して低いものではない。また文部省の全国調査<sup>(24)</sup>でも同様に履修率は低くない。にもかかわらず関係者が不満を持ったのは、「女子なら当然家庭科を履修する」という発想が根底にあったからだろう。

1950年代の初めには、小学校家庭科の廃止が取り沙汰され、また中学校では職業科と統合されひとつ目の科目になっていた。そのような状況での高

校家庭科の「低い履修率」は関係者に危機感を抱かせた。その危機感が高等学校家庭科の女子必修の主張へつながっていった。

### 1. 全国家庭科教育協会（Z・K・K）の必修化運動

高等学校女子の家庭科を必修にする運動の中心となったのはZ・K・Kだった。この団体が小学校家庭科の存廃問題をきっかけとして発足したことは先に述べた。Z・K・Kは1950年3月末に小・中・高等学校の家庭科教師と大学の家政科の教師、指導主事が加わって結成された。会員のほとんどは女性だったが<sup>(25)</sup>、会長、顧問は外部から迎え、その大半は男性だった。そのため役員の間でも家庭科への認識不足と理解のずれが見られる。家庭科は、戦前の家事・裁縫教育とは異なる新しい教科であるとされても、依然として主婦養成教科としてとらえているもの多かった。家庭科の普及に努めてきた山本キクも、民主的家庭をつくるためには男女の協力が必要であるが、家庭生活を中心的に担うのは女性=妻・母と考えている。これはこの時代の進歩的見解であり、また限界もあった。

教課審の第一次中間報告が出される少し前、1953年3月19日にZ・K・Kは国会に宛てて「高等学校における家庭科（一般家庭）5単位を女子に必修教科とせられたい」という請願書<sup>(26)</sup>を提出した。女子必修を要望する理由は次の通りである。

- ① 家庭科が自由選択教科であるため、女子でも全く履修しないで卒業するものが逐年増加の傾向にあり、女子教育上遺憾に堪えない。
- ② 現在の学校は、大学準備化し、入試科目にのみ主点をおき、選択の家庭科は極度に制限を加えられている。
- ③ 日本の文化国家建設のため家庭が健全であることが必須条件である。そのため家庭科教育が重視されなければならない。しかし知識偏重の思想は、男女共学、男女機会均等など新教育の名のもとに益々その度を加え、高校の教育は偏頗となり、本質的な女子教育はどう

ここでなされるのか。

- ④ 大学進学者でも高校の時代に最低限の家庭科を履修することは、男女の特質を生かすことでこそあれ、男女の本質的平等をおかすものではない。

この請願書が発端となって必修化運動が展開されていくのだが、ここに見られるような考え方は、Z・K・Kの顧問になった高校長を通じて全国高等学校長協会にも浸透しきていき、Z・K・K同様に必修運動の母体となっていました。同協会の普通部会はZ・K・Kの請願よりもはやく、1952年新潟で開かれた総会の場で「我が国の現状から見て、女子の高校普通教育では、最低の家庭科（6単位）を必修とすることの必要を認める」と決議し<sup>(27)</sup>、1953年4月、教課審会長と文相にその実現を要望している<sup>(28)</sup>。

## 2. 教課審議をめぐる状況

1952年12月19日、文部省は教課審に対して「教育課程の改善、特に高等学校の教育課程について」諮問した。審議は「中等教育教育課程分科審議会」において1953年2月から開始され、4月9日に「第一次中間報告」<sup>(29)</sup>が出された。教課審はこの報告書で、高校教育は「人間形成の完成教育」であり「男生徒と女生徒による必修教科の区別は原則として考えない」という態度を示した。家庭科関係者はこれに強く反発して、家庭科必修の運動をさらに積極的に展開した<sup>(30)</sup>。1953年8月、全国家庭科指導主事協会は高等学校家庭科女子必修化についての見解を発表した<sup>(31)</sup>。それによると、「戦後の教育が機会均等を強調した結果、家庭科教育軽視となり主婦の生活の軽視となってあらわれている。これは、日本の家庭生活、ひいては国民生活向上の点から重大な問題である。」「進学しない者80%～90%のうちの半数が家庭科を選択しない地方も相当あり、この状態は拡大しつつある。この傾向は、あやまった男女平等である。男女相方に特性があり、それぞれの特性を生かすのが教育の本質である」として女子の家庭科必修を求めている。

11月12日には新教科構想を盛り込んだ教課審の

「第二次中間報告」(内容的に第一次中間報告も含む<sup>(32)</sup>)が発表された。この新教科構想は「生活を科学的に処理していく能力を養うための新教科を必修として課す」というものだった。これは、既存の家庭科を包含して男子にも課しうる新教科を作り、それを男子向き、女子向きのコースに分けてそれぞれ履修させようというものだった。家庭科を女子必修にしたいが、それは男女平等、男女の教育機会均等の原則に反することになってしまふ。じゃあどうすればよいか、ということで考えだされたものだった<sup>(33)</sup>。この報告は反響を呼んだ<sup>(34)</sup>。必修化問題を新教科によって解消することに対して賛否両論あったが、反対論にも二つの見解があった。海後宗臣東大教授は、教育内容の改善を図らず「新教科」で履修率の低下に対処することに反対する。これに対してもう一つの反対論は「男女の性別による必修教科の区別を原則として考えない」で新教科を設けることに対してである。

履修者の減少という現実に対して、教育内容の根本的改善を図るべきという意見よりも、女子に必修にしてしまえという意見のほうが家庭科教育関係者には受け入れられたようである。1953年12月には全国高等学校長協会家庭部会が女子必修化をもとめる建議<sup>(35)</sup>を行った。女子必修化の理由について次のように述べる。「日々の家庭生活を民主的に運営し、平和な家庭生活を営む見識をもち、科学的な経済生活のできる人間の養成」が家庭科教育の任務であり、「男女必修が当然」である。しかし「男女の特性と現状」から「少なくとも女子に」必修とするべきである。つまり男女必修がベストだがそれが無理なら「少なくとも女子必修に」ということである。このような考え方は家庭科教師にも共有されていた。全国家庭科教育協会本部理事の大和マサノは雑誌の中で次のように言っている。「(男女必修が理想だが,)現実を無視することはできません。その意味で現段階ではせめて女子だけでも、と要望しているのです。もちろんその理由としては女子のみに必要な面が家庭科にあるからです。」<sup>(36)</sup>男女で学ぶべきといいながら簡

単に「女子のみ」に譲歩できるのはなぜだろうか。それは女性が家庭責任を主として負う、という性別役割分業の考え方方が所与のものとされていたからだろう。全国高校長協会家庭部会理事長の稻葉良治はこう述べる<sup>(37)</sup>。

「家事労働を男女いずれがより多く担当するかについてはなお多くの議論があろう。職業労働が男女で分担すべきは当然であるが、これを機械的に平等に見ることは、男女の特性を無視した皮相な考え方であろう。眞の民主主義は老幼男女おのとのその分を守ることから生まれるのであるまいか。女子は子を生み、育てる女子の本分がある。このように家庭生活における重要な部面が女子に与えられており、また男女の特性からも一般論として女子の方が家事労働に適していると考えられる。」

民主的な家庭は男女で協力して作り上げるもの、と家庭科教育の重要性を説いてきた山本キクも、この頃には性別による教育を容認するような発言をしている。

こうした女子必修化の意見に対して、当然反対意見もあった。また、家庭科の内容を魅力あるものに改善するよりも、必修化で防衛しようとする家庭科関係者に対しての批判もあった。しかしこうした必修反対論は少数派だった。世論の大半は女子の必修化を支持していた。1954年4月に滋賀県でPTA、教職員、婦人団体関係者など7170名を対象として行った調査<sup>(38)</sup>によれば、高校家庭科女子必修化が望ましいと答えたのは79.5%だった。その必要ないと答えたのは20.5%である。また全国高等学校長協会の調査<sup>(39)</sup>によれば、全国の高校長の大多数が女子の必修に賛成していた。

任期満了となった中等教育教育課程分科審議会はメンバーを一新して、1954年10月14日に答申を出した。この答申では先の新教科構想は破棄され、家庭科については「女子に4単位を履修させることが望ましい」とされていた。この「望ましい」は、「男女共学の長所を生かし、女子も男子と同様進学しうるようにしながら、女子に家庭に関する学習を出来るだけ行いやすくする」<sup>(40)</sup>ための苦心

の作だった。教課審はZ・K・Kを中心とした必修化の圧力を受けつつも、男女共学、男女教育機会均等の原則との妥協点をみいだそうとしたわけである。この答申の提言は、このあと第二次答申（1955年2月）、第三次答申（1955年6月）を経て1956年版学習指導要領に反映された。この改訂での最大の重要な事は、「家庭科女子必修」への変更であった。学習指導要領の文言は、「女子については、家庭科の4単位を履修させることが望ましい」であり、男子が履修することも可能であったし、女子が必修しない余地も存在したが、戦後教育改革のキーワードであった男女の教育機会均等原則を崩す発火点として、この変更は重大な意味をもった。「望ましい」では満足しなかった人々<sup>(41)</sup>は、その後も必修運動を続け、それはやがて60年代からの産業界の「特性論」と結び付いて再び展開されていくことになる。

### 3. 必修化運動高揚の要因

1950年代前半に、高校家庭科の必修化の要求が高まった背景には、家庭科の不振があった。なぜ家庭科は振るわなかったのだろうか。それには三つの原因を指摘することができる。第一に、家庭科という教科の内容が明確でなかったことである。家庭科教育には、実生活をよりよくするための家庭生活指導の面と、具体的な技術を習得させる技能教育の面がある。この二つが混在しているため現場の教師は混乱しがちだったのである。第二に、家庭科といえば戦前の家事裁縫教育を想起するという、教育界全体の家庭科に対する理解の乏しさがある。それは女教師が大半で、しかも各学校に一名しかいない場合がほとんどである家庭科教師の発言力の弱さを反映しているとも思われる。第三の原因是日本の家庭自体にある。裁縫・調理などの家事は女子の仕事であり、男子には関係ないという思想が根底にあるため、民主的な家庭創造を目指して、男子生徒にも針を持たせて、食物の調理や衣服の整理などを学ばせようとしても、「男にまでそんなことはさせなくてよい」と家庭から批判が出る。また「女子にはもっと裁縫を教えて

ほしい」と要望される。これら三つの要因がからみあって家庭科教育が不振に陥ったのである。

### 第3節 産業教育の振興

#### 1. 中産審の建議

1951年の『中学校学習指導要領職業・家庭科編（試案）』は、従来独立していた教科体系を解体して一教科として再編成したもので、家庭科の内容は分散しているため系列が立てにくいなどの問題があったため、文部省は前回改訂から一年足らずのうちに学習指導要領の再改訂の方針を立て、産振法によって設置された中央産業教育審議会（以下中産審と略す）に諮問した。

中産審は精力的に審議を行い、1953年3月9日「中学校職業・家庭科教育の改善について」の建議（通称「第一次建議」<sup>(42)</sup>）をまとめた。第一次建議に基づく教育内容を審議すべく中産審に「中学校産業教育専門分科会」が設置され、中学・高校・大学の教師や教育委員36名にその任がゆだねられた。その後約一年間、80回余りの討議がなされた<sup>(43)</sup>。中産審はこの分科会の報告をもとに「中学校職業・家庭科の教育内容について」の建議（通称「第二次建議」）を1954年10月に行い、内容の概要を示した。文部省はこの「第二次建議」を検討し、1955年10月21日付で「中学校職業・家庭科の改訂要綱（案）」<sup>(44)</sup>を通達した。これが一部字句修正をへて翌年5月に1957年版学習指導要領として発表された。

新しい学習指導要領で示された教育内容は、6群に分類され、「家庭」に関する内容は第5群に系統的にまとめられた。指導計画の基準によれば、必修教科では、男女ともに第4群（水産）を除いた各群について、少なくとも35時間学ぶこととされた。残りの時間については、男子は第1群から第5群までのうち2群以上にわたって選び、女子は第5群を主とするとできるとされた。しかしこの学習指導要領は1960年度までの短期間しか実施されなかった。

#### 2. 産業界の要望

経済の好転に伴って、産業界は教育について發

言するようになってきた。最も積極的に発言したのは日経連だった。日経連が教育問題について発言した最初のものは1952年の「新教育制度の再検討に関する要望」（1952年10月16日<sup>(45)</sup>）である。それによると、「戦後発足した新教育制度においては……産業人の立場よりこれをみるに社会人としての普通教育を強調するあまりこれと並び行われるべき職業乃至産業教育の面が著しく等閑に付されこの点、新教育制度の基本的欠陥と云うべく、これが是正こそまず考慮されなければならぬ重要事である。」このような現状認識に基づき、日経連は要望事項の第一として「実業高校の充実」、第二に「新大学制度の改善」を挙げた。

続いて日経連は1954年にも「当面教育制度改革に関する要望」（1954年12月23日<sup>(46)</sup>）を出した。これも、戦後改革によって創出された新しい教育制度においては、社会人としての普通教育を強調しそう産業教育が著しく等閑に附された、という認識に立ち、「中堅的監督者職業人養成」のため制度改革を提言している。産業教育振興の要求は産業界からのその後の要望にも一貫して見られる。

50年代半ばになると、この種の「要望」は一層活発に出されるようになった。朝鮮特需をへて回復した日本経済は高度経済成長期に入った。産業構造も大きく変化しつつあり、科学技術者の需要が急速に増大した。この時期、日経連は二度にわたって科学技術教育振興に関する意見を発表した<sup>(47)</sup>。1956年11月6日の「新時代の要請に対応する技術教育に関する意見」では、技術教育の推進を求め、次の1957年12月25日の「科学技術教育振興に関する意見」では、能力別、特性による教育の強化を提唱している。また関西経済同友会も「科学技術教育に関する要望」を決議、採択した。これら経済界の意見の趣旨は、先進諸国の科学技術の進歩に遅れをとらないようわが国の教育制度を改革し、経済の計画的な成長発達に対応する技術の要請を図ることが必要であるという内容で共通している。

このような産業界の要望を背景に、次々と審議会の答申や建議が出された。中央産業教育審議会

(中産審)は1956年11月、「高校の工業教育振興策」を出し、翌年文部省は科学技術系学生8000人の増員に着手した。さらに中産審は1957年10月「中堅産業人の養成」を建議した。1957年11月には、中央教育審議会(中教審)が「科学技術教育の振興方策について」答申を出し、12月には理科教育審議会が「小中高校の理科教育振興」を出した。中教審の答申は、欧米諸国の科学技術の飛躍的発展に対して、わが国の遅れを指摘し、科学技術教育の振興を緊急課題として取り上げるよう提言している。この答申に基づいて、小・中・高校の教育課程は全面的に改訂されることになった。

### 3. 技術・家庭科の誕生

中教審の答申に先立って、1956年3月教課審は「小学校・中学校の教育課程の改善について」の諮問を文相から受け、審議を開始していた。その後一年間審議を行ったが、改訂に関する全般的な答申を出すには至らなかったため、委員の一部改選を行って、1957年9月から審議を再開した。その時点までに中学校の「職業的陶冶」については、中学校は普通教育を行うという基本的立場に立ち、一般教養としての職業的陶冶を重視する、進学者・非進学者の別によって教育課程をはっきり区別したり、あるいは学校制度の変革をもたらしたりするような方法をとることは考えない、という了解に達していた<sup>(48)</sup>。

教課審の審議再開にあたって、文部省は先の中教審の「科学技術教育の振興方策について」に言及し、基本方針として「科学技術教育の向上」と「進路・特性に応ずる教育の強化」を強調し、その方向での職業・家庭科の再編成を要請した。そのためこの了解事項は破棄されることになった。中教審の答申をうけて出された教課審答申(1958年3月15日)は、それまでの方針を大きく転換するものだった。この答申は、中学校の教育課程に、科学技術教育の向上を図るという基本方針に基づいて、必修教科としての技術科の新設を求めていた。また進路・特性に応じた教育という基本方針から、選択教科としての職業教育の教育課程の原

案を示している。教課審答申を受けた文部省は、「教材等調査委員会」を組織して学習指導要領の改訂に着手し、1958年10月15日に『中学校学習指導要領』が告示された。この改訂の最大の特色は、教課審の答申に従い「職業・家庭科」を解体して、「技術・家庭科」を設置したことであった。教課審では当初名称を「技術科」としていたが、Z・K・Kをはじめとした家庭科関係者の圧力で最終的に「技術・家庭科」となったという<sup>(49)</sup>。選挙に絡んで婦人票を失うのを恐れた自民党文教部会からの圧力もあったといわれる<sup>(50)</sup>。また当時の免許法と現職教員教育の事情から「・家庭」が温存されたのではないかという指摘もある<sup>(51)</sup>。すなわち、教科内容は「技術・家庭科」として大幅に改訂されたが、担当する教師のうち工業を専攻しているものは10%と少なく、免許状を技術科一本にすることは無理だった、という。

「職業・家庭科」では、男女の共通学習領域のうえに男女でそれぞれ比重を重くした学習領域が設定しており、男子も「家庭科的内容」を履修し、女子も「職業科的内容」を履修するという実態が生み出されていた<sup>(52)</sup>。しかし「技術・家庭科」では男女共通学習が廃止され、学習内容を男子向き、女子向きに分け、男子は工的内容を中心とする系列、女子は家庭科的内容を中心とする系列を履修することが求められるようになった。どちらの系列もその内容は、技能主義的なものだった。具体的には男子には生産技術、女子には被服製作、調理、保育等の家庭生活技術と工業及び工作の一部を包摂したものが課せられることになった。これに対応して現職家庭科教師の再教育が行われた。また教育職員免許法施行規則の一部が改正され、家庭科教師の修得すべき科目に「家庭機械及び家庭工作」が加えられた。

「技術・家庭科」として家庭科の存在は容認されたものの、それは家庭科の内容を技能面に集約することによって一つの教科としての統一性を確保したのであった。こうして中学校の「技術・家庭科」は技術中心の教科として、男女で全く異なる教育内容を持つようになった。この学習指導要

領によって中学校の家庭科は、完全に女子のみを対象とする衣食住を中心とした技能教科に変質したのである。

#### 第4節 1950年代の家庭科問題に見られる女性観

##### 1. 「男女平等」と家庭科教育

1950年代は、高等学校家庭科では女子必修化の動きが高まり、中学校では、「技術・家庭科」となって男女で教育内容が分かれた。新教育の理念であった「民主的家庭建設」という課題はまだ意識されているが、男女平等だからといって全く無差別に同一の教育をすることが本当にいいことなのか、男女の特性に応じ男子教育、女子教育を為すべきではないのか、という疑問が生じてきたのがこの時期である。戦前は男女で教育が異なるのは自明のことであった。戦後、教育改革でこの方針は転換され、男女共学、男女教育機会均等が打ち出された。しかし、この時期これらの原則はまだ制度として定着していなかった。旧制中学校や高等女学校時代の同窓会員を中心に男女別学化を図る動きも出ており、1956年には清瀬文相が男女共学を再検討したい旨の発言をしたため、男女共学論争が再燃した。

家庭科教育は、男女平等の本質に関わる問題だった。すなわち、男女に同一の教育をすることが真の男女平等なのか、ということである。男女無差別な教育は形式的な男女平等であって、眞の平等とは男女の特性に応じた教育であることである、そして家庭科は女子の特性ゆえに必要な教育である、という論旨が展開された。この時期の高等学校家庭科の取り扱いを巡る議論を、浦和第一女子高校長であった松本英三は次のように4類型に整理している<sup>(53)</sup>。第一は「男女区別型」である。この立場では、家庭科は女子には必要だが男子には必要ではないと考える。そして女子には家庭科を必修させても、それに見合う単位数だけ別の教科を男子にも必修させることには反対する。第二の立場は「男女同位型」である。この立場からは、女子には家庭科を少なくとも4単位は必修させるべきとされる。そして男子にはそれに見合

うものとして体育・芸術・職業などの教科から4単位選択必修させる。第三の立場は「進歩型」である。家庭科を技術家庭科に変え、家庭一般を女子に必修するとともに、男子には技術を中心としたものを必修させる。最後に「自由型」の立場では、家庭科は全て選択でよく、男女の関係にこだわる必要はないという。松本によれば、第一の立場は男子高校の校長に多く、高等学校長協会の主流は第二の立場である。

男女で教育内容を変えても、同じ単位数ならば「男女同位」であり、男子に技術教育をすれば「進歩」なのである。男女で履修単位が異なることが「男女平等」「男女教育機会均等」に反するかどうかが問題なのであり、女子に家庭科の履修を必修とすること自体の是非を問う視点はない。「男子は仕事、女子は家庭」というのが自明のこととされ、また実際に女性が家庭責任を負っていたため、女子が家庭のことを学ぶのは当然と考えられたのである。こういった考えは文部省でも同様であったようである。

#### 第4章 経済成長中の家庭科

##### 第1節 女子「特性」論と家庭科

1960年代の初めの数年間は日本が経済大国への道を自覚的に歩みだした時期である。この時代の教育を表現する言葉は「進路と特性に応じた配慮」である。「進路」に配慮した教育という方針は、先の日経連の「科学技術教育振興に関する意見」(1957年)にも見られる。この意見書では上級学校へ進学するもの、職業につくもの、家事に従事するものとでは、はっきり教育課程を分けることを主張している。そして「特性」という言葉は、この時代には個人の特性ではなく、男女の性による違いを強調するために用いられている。男性と女性は生まれながらにして、その性格、体力、知力などを異にするそれぞれの「特性」を持っている。この異なった「特性」に基づいてそれぞれの「特性」をのばすための異なった教育を与えることが「特性に応じた教育」であり、それは合理的なことであって差別ではない、と主張された。

「特性」という言葉が家庭科教育に関連して用いられたのは1951年の学習指導要領においてであったが、その後「女子はその特性ゆえに家庭科を履修すべきである」という文脈で頻繁に現れてくるようになる。以下では、学習指導要領における女子の家庭科履修の規定の変化を学校段階別に検討してみる。

### 1. 学習指導要領の規定の変化

小学校においては、家庭科成立以来、一貫して基本的に男女共学となっているので、履修規定上の違いは見られない。しかし「この段階の男女の児童の家庭生活における仕事の分担の違いや興味の違いなどの特性に応じ、」という表現が指導上の留意事項として1958年の学習指導要領に見られる。同様に性差に言及した表現は、1968年の学習指導要領にもある。内容的には、1956年改訂の学習指導要領では、家庭科の目標に、「家庭の構造と機能の理解」「家庭における人間関係への適応や人間尊重」が挙げられ、家庭の民主化が依然として第一の課題となっている。しかし1958年改訂では、目標項目の順位が変化し、「衣食住に関する技能の習得」が「家庭生活の意義の理解」に優先されている。文中の説明でも実用的な衣食住の知識・技能の習得がこの教科の主目標であることが明らかにされている。

中学校は、既に述べたように「職業・家庭科」から「技術・家庭科」に変わって、完全な男女別学の履修形態となった。履修規定の変化がもっとも明確な形で現れているのは高等学校である。高等学校では、特性という言葉は用いられていないものの、既に1949年の学習指導要領において女子の特性が強調されている。「男女にひとしく必要なことであるが、特に女子はその将来の要求にもとづき、いっそう深い理解と能力を身につける必要があるので、家庭生活の一般に関する学習を、少なくとも14単位以上必修させることが望ましい」と述べられている。1956年の学習指導要領では「女子については、4単位を履修させることが望ましい」とし、「高等学校の発達段階では、幸福な家庭

生活を営むに必要な資質を育成することが、生徒の現在の立場においてばかりでなく、将来みずから営む家庭生活のためにたいせつなことである」と続けている。1960年にはそれまでの「望ましい」が「原則として必修」に変化した。この学習指導要領では「2単位までの減」を認めつつも、原則として女子のみ「家庭一般」4単位必修を明言している。そして「家庭を経営するもの」に必要な知識と技術を得る教科として、家庭科は主婦準備教育の性格を強めている。1970年には女子のみ「家庭一般」4単位必修はさらに強化される。「『家庭一般』はすべての女子に履修させるものとし、その単位数は4単位を下らないようにすること」とされている。

このように高等学校では女子の家庭科履修は次第に強化されていったわけだが、それがどのような思想に基づいていたのだろうか。それを明らかにするため、1960年に答申を出した教課審の審議とその背景を次に検討する。

### 2. 教課審の審議状況と答申

小・中学校の教育課程の改訂は、1956年に教課審に諮問され、1958年3月に答申が出された。また、これと並行して「教材等調査研究会」が組織され、各教科別小委員会の審議が行われ、1958年10月には小・中学校学習指導要領が告示された。この小・中学校の教育課程改訂に伴って、小・中・高等学校の一貫性を確保し、併せて現行の高等学校教育課程の問題点を改善するため、1959年7月教課審へ「高等学校教育課程の改善について」の諮問がなされ、1960年3月答申が出された。答申に一貫して強く打ち出されているのは能力適性主義とも言うべきものである。課程ごと、学校ごとに高校を特色づけて、生徒の能力・適性・進路などに応じて多様化を進める改訂だった。家庭科に関しては基本方針のところでふれ、「女子には原則として家庭科を履修させるものとすること」としている。そして「教科等に関する事項」で「女子の特性にかんがみ、家庭生活の改善向上に資する基本的能力を養うため、「家庭一般」をすべての女

子に原則として履修させるものとすること」と述べている。この答申は「基本方針」の一に「生徒の能力・適性・進路等に応じて適切な教育を行うことが出来るよう」に改善を行う必要があると述べているのだが、この「生徒の能力・適性・進路等」の中に「女子の特性」も含まれているわけである。

1960年10月、この答申を具体化した学習指導要領が告示された。各教科・科目の履修の項で、家庭科は普通科については、「女子について『家庭一般』4単位 ただし、特別の事情がある場合には、2単位まで減ずることができる」と記し、職業科については「女子について『家庭一般』2ないし4単位を履修させることができ望ましい」とされた。改訂以前は、「家族の一員としてまた家庭を経営する者として」学ぶことが教科の目的に掲げられていたのが、「家庭の経営者」、すなわち主婦<sup>(54)</sup>に限定されている。また内容項目も以前の「食物」や「被服」が「食生活の経営」「衣生活の経営」というようにすべて「家庭経営者」の視点から再編されている。

この改訂では「2単位までの減」を認めつつも、原則として女子のみ「家庭一般」4単位を履修することが明言されている。従来までの「望ましい」という表現が削除されたのである。この表現は、男子にも履修の余地を残し、女子にも選択しない余地を与えるものであったことは先に述べたが、「望ましい」では不満だった必修化論者がその後も運動を続け<sup>(55)</sup>、それが功を奏して削除となつたのである。

文部省の安達健二中等教育課長は、新学習指導要領において、普通科の女子に原則として「家庭一般」4単位の履修とした措置のねらいを次のように述べる。

「『望ましい』という形でも、家庭科を履修しているのであるが、なお残された女子生徒もあり、これらの生徒を最小限にまで、ねらいとして絶無にまでしたいというねらいが一つある。それとともに、家庭一般を必修科目にすることにより、家庭に関する教科、科目が女子にとって本質的に必

要な教科、科目であるとの認識と自覚を高め、深め、家庭に関する教科、科目を軸として、高校における女子教育の在り方を改善したいという点に根本的なねらいがある。」このように考える理由は、

「簡単に言えば、女子の進路、特性にもとづくというべきである。女子も高校卒業後、相当数の者が職場につき、あるいは大学に進学する。しかしその後においては若干の例外はあるにしても、結婚し家庭の主婦となるのが常態である。…高校段階の生徒は教育的に見ても陶冶性に富む時期といわれる所以である。そこで、この時期において、将来の家庭生活に対する態度や基礎的な理解・技能を与えておくことが本質的に必要であり、適切な措置となるのであり、この時期を逸してはならないというわけである。」

安達はこのような観点に立ち、高等学校家庭科教育、特に家庭一般の課題を次のように述べる。

「まず第一は、家庭科教育を普通科における女子教育として本質的なものとして把握し、運営していくことである。」「第二に家庭科の内容なり指導なりについて家庭科を真に高校女子生徒にとって魅力あるものにする必要がある。」

高校家庭科=女子教育として本質的なもの、と言いつついる。これは明らかに1950年代の見方から変化している。1950年代でも高校家庭科は実態として女子用教科であったが、なお新教育の理念である男女教育機会均等の原則の拘束力が強く、また「民主的家庭建設」が家庭科の理念として残っていたので、家庭科=女子教科と明言されることはなかった。1950年代には、男女に同一の教育を与えることへの疑問が提起されたが、1960年代にはいると「形式的、画一的な男女平等主義」の弊害を訴え、男女の特性を重視した教育をすべきであるという論調が増えた。そして女子の特性を生かす教育として、家庭科への期待が語られるようになった<sup>(56)</sup>。

### 3. 中産審建議

「女子の特性」ゆえに家庭科の履修を求める、

という論理<sup>(57)</sup>をより直截に表現したのが、1962年11月12日に出された中産審の「高等学校家庭科教育の振興方策について」という建議である<sup>(58)</sup>。この建議は、経済成長期における女子を対象としたあらゆる教育政策の基底をなす「女性像」を明確に示している。

中産審の委員は、産業経済界、教育界、勤労界、関係行政機関からそれぞれ任命されていたが、1953年3月の「中学校職業・家庭科教育の改善について」の建議（通称「第一次建議」）や1954年10月の「中学校職業・家庭科の教育内容について」の建議（通称「第二次建議」）の時と同様に、家庭科教育の専門家は一人も含まれてはいなかった。

建議は、社会の変化に伴って、家庭生活や女性の生き方が変容しつつあることを背景に、家庭科教育のあるべき方向を打ち出している。それによれば「元来男女は、身体的、精神的にも異なるところがあるので、基本的には平等であるという基礎の上に立ちながら、それぞれの特性に応じた教育が必要である」と男女の特性に言及している。そして家庭は「女子がその經營にあたることは、おのずから要請される」ので、「女子の特性が顕著に現れ、かつ近い将来みずから家庭生活を営むという心構えが芽生えつつある高等学校の段階において」家庭科を学ぶことは「女子にとって一般教養として不可欠なものである」と断言している。

この建議では、家庭科は「女子の一般教養」である普通教科として、また特性をいかした職業につながる専門教育として、二つの側面でとらえられている。それは当時、労働力は恒常に逼迫状況にあり、女子労働力の積極的活用という社会的要請が存在したため、それに対応する必要があったからである。「一般教養」の家庭科は、家庭生活の機能を実践的に遂行するための教育、現代社会の様々な問題の解決を図るための教育、生活様式の変化等に対応する消費者のための教育、というように位置付けられ、その振興のための具体策が提案されている。同時に、専門職業教育としての家庭科も、積極的位置付けが試みられ、女子の特性を生かした適職分野の開発の必要性が述べら

れている。この建議全体を通して読み取れるのは、あくまで女性が「家庭経営者」として家庭に関して主たる責任を負うべきだが、労働力としても社会に貢献すべきだ、ということである。この時期、こういった考え方は審議会など政府関係諸機関の答申や建議に共通してみられる。そこで、1960年代の労働、婦人、家庭、児童政策など諸政策の基調となった「人的能力政策」を、家庭科との関連で次に検討する。

## 第2節 人的能力政策と家庭科

### 1. 「人的能力政策」

岸に代わって政権を担当することになった池田は、1960年9月、「所得倍増計画」を打ち出し、「政治の季節」から「経済の季節」への見事な転換を図った。この計画の大きな特徴のひとつは、計画における人間の要素が重視されたことである。経済成長の基本条件の一つは、国民の持つ潜在的能力を最大限に引き出すことであるとの見地から、教育・訓練・科学技術の向上という形で人的要素が取り上げられた。池田の構想を受けて出された経済審議会の答申は特に「人的能力の向上と科学技術の振興」という章を設け、「現代社会経済の大きな特徴は、高い成長の持続と急速な科学技術の発展に支えられた技術革新時代だ」ということである。この科学技術を十分に理解し利用し、社会と産業の要請に即応し、進んで将来の社会経済の高度発展を維持しつづけていくには、経済政策の一環として、人的能力の向上を図る必要がある」と述べている。人的能力の育成、つまり人づくり政策の提唱である。

文部省は「所得倍増計画」に機敏に反応した。「所得倍増計画」は、理工系大学の定員増加と工業高校の増設を求めていた。文部省は早速これに応えて、1961年度の予算案に反映させた。さらに文部省は、1961年2月に「国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法案」をつくり、これは2月28日閣議決定され、5月には国会で成立し法律として公布された。また、3月には「五年制専門教育機関設置要綱」がつくられ、62年4月には

19校の工業高等専門学校が誕生した。これは戦後の単線型学校体系を崩す重要な制度改革だったが、50年代以来の産業界の中堅技術者養成の要求に応えるもので、中教審での議論もないまま実施に移された。このように60年代は、産業界の要求を背景に、教育が国策としての経済成長達成の重要な手段として位置付けられるようになっていった。

経済審議会が「所得倍増計画」を答申した後、池田首相は改めて「人的能力政策」について諮問した。そこで審議会内に人的能力部会が設置され、その下に需要活用・養成訓練・移動構造・条件整備という四つの分科会が設けられた。審議の結果は1963年1月14日「経済発展における人的能力開発の課題と対策」として発表された。この答申によると「人的能力政策」は「経済発展を担う労働力としての人間」を「能率的に養成し、活用する」ことを目的としていた。ここから出てくるのが「能力主義の徹底」と「ハイタレント・マンパワーの養成」である。

## 2. 望ましい女子労働の形態

人的能力政策の背景には、科学技術の発展と市場構造の変化という「技術革新の時代」にふさわしい人材が必要とされているという事情があったのだが、さらに労働力需要の増大にたいする若年労働力の不足も深刻だった。後者の問題に対して、答申は「婦人労働力の活用」という項目を立てて論じている。ここでは第一に婦人労働力に適した職業分野の拡大が主張され、第二に高度の専門教育を受けた婦人の活用の必要性が述べられ、そしてアメリカの婦人労働にならって、既婚者の再雇用、特にパートタイム制度が提起されている。

ここで取り上げられたパートタイム制は、ライフサイクルから見て「特性」のある婦人労働力の有効な活用形態として、以後の婦人労働力政策<sup>(59)</sup>の中に位置づけられていく。すなわち、学校卒業後、結婚して子供が生まれるまでは働き、子供が生まれると育児と家事に専念するために退職する。そして子供が大きくなるにつれて再び働く。しかし男性と同等にではなく、ほどほどに便利な雇用

調整可能な労働力としてパートタイムで働く、というM字型就労形態<sup>(60)</sup>の推進である。このような婦人労働のあり方は様々な公的文書の中で繰り返し述べられている<sup>(61)</sup>。

また直接に婦人労働問題にふれていなくても、間接的に望ましい婦人労働について述べているものもある。例えば、1963年7月に中央児童福祉審議会保育制度特別部会が出した「保育問題をこう考える（中間報告）」<sup>(62)</sup>がそうである。この中間報告は「保育問題の背景にあるもの」を分析したうえで、「保育はいかにあるべきか」として七項の「原則」を掲げる。これは「両親による愛情に満ちた家庭保育」「母親の保育責任と父親の協力義務」「子どもは母親に保育してもらう権利を持っている」など、「保育の七原則」をあげて母親の保育責任を強調し、家庭保育の優位を主張している。ここから、若年労働力→出産退職→中高年労働力=パートタイマーによる家庭と仕事の両立を図るM字型就労が望ましい就労形態として導かれてくる。

なぜM字型就労が推奨されたのだろうか。それはM字型の就労形態が二つの政策目的に合致するからである。第一の目的とは労働力の確保である。日本では、1955年以降の高度成長過程において、成長政策による完全雇用実現が企図された。しかし、それは労働力の不足による賃金騰貴の危険性を孕んでいた。従って、政府は一方で完全雇用を目指しつつ、他方で労働力需要の拡大が供給の不足によって賃金を騰貴させ、資本蓄積の阻害条件とならないように、追加労働力の創出を行わねばならなかつた。この追加労働力となったのが女子労働である。しかし家の社会化が不十分なまま女性を家庭から引き出し、労働力とする政策を堅持すると、仕事と家庭の緊張関係が強まり家庭の崩壊を招く。国家の基礎単位である家庭の崩壊は体制の安定を脅かす。そこで女性に対して家庭責任が強調されるわけである。景気調節弁的労働力としての女子労働の確保と、女性に対して家庭責任を強調する家庭政策<sup>(63)</sup>、この二つの一見矛盾する政策に合致するのがM字型就労形態だったのである。

女性を若年未婚時と、子育て終了後のパートタイマーとして、いずれも低賃金で雇用することは、安価な労働力確保のための有効な手段であった。そのために「女子の特性」を根拠に性による分業を進め、女性の家庭責任が強調されたのである。つまり、経済発展のための有利な労働力確保の手段として、性別役割分業が推進されたのである。それは戦前の男尊女卑的な発想に基づく封建的な性別役割分業とは異なったものだった。良妻賢母主義の伝統の上に、経済発展に適した分業モデルがアメリカから導入され、現代的装いに再編成された性別役割分業なのである。そして、そういった性による分業についてのコンセンサスを形成、再生産していく手段の一つとなったのが家庭科教育であった。家庭科教育は、性別役割分業思想の影響を受けて教育内容と履修形態を変化させつつ、その思想を促進する役割を担っていたのである。

### 3. 1970年の高等学校学習指導要領改訂とその背景

教育課程の改訂を10年ごとに行うのは、いつの間にか不文律として確立され、次の高等学校学習指導要領の改訂は、1969年の教課審答申を受けて1970年に行われた。既に小・中学校の教育課程は1965年6月に教課審に対して諮問され、小学校については1967年2月に答申が出されていた。また中学校の教育課程についても間もなく答申が出されるという状態だったので、1968年4月灘尾文相は高等学校教育課程の改善について教課審に諮問した。

灘尾文相は諮問にあたって、前回の基本方針を踏襲しつつも、さらに学科や類型の多様化を進めることを要望している。1969年9月に出された答申は大筋で文部省の要望に合致するもので、進学率の上昇を背景に、生徒の能力・適性・進路に応じた高校の多様化、男女の特性による教育を強調している。高校教育の全面的多様化をさらに進めようとする際に焦点となったのは、職業高校と女子教育だった。答申は職業教育に関する新しい種類の学科とそれに必要な新設科目・内容を示して

いる。女子教育推進の中心は家庭科である。これについては、従来の「原則として女子のみ必修」が「すべての女子に家庭一般を履修させるものとすること」に変化し、女子必修はさらに強化された。さらに「家庭一般」の内容は、「家庭生活における母親の役割の重要性について理解を深めるとともに、子どもの健全な成長を図るために必要な基礎的能力を養うことなどを考慮して改善すること」とされた。改訂学習指導要領ではこの答申に基づいて作成・告示された。

こうして高等学校の家庭科は、1960年の学習指導要領改訂で「原則として女子のみ必修」となり、70年には「すべての女子に履修させるものとする」とより明確になって、完全に女子の教科に変化した。この十年間で高校家庭科の女子必修がさらに強化された背景には、1950年代と同様に、Z・K・Kや高校長協会の意向が存在した。50年代に展開された必修運動は、選択者の減少という教科の先行きに対する不安から始められた部分が大きい。女子に対して必要な教育であるから、という主張はもちろんあったが、この点は1960年代に入ってからより強調されるようになった。「女子はなんといっても家庭の主婦になるのだから」と、女子の将来像を主婦・母親に限定化し、そのための教育として家庭科が重要であるとされる。

女性の進路と役割について、主婦の面のみを拡大して強調する論調は、1970年の学習指導要領改訂の際、さらに明確に見られた。宮地茂初中局長は「大和撫子」というと誤解されるかもしれないが、良妻賢母をねらうのだ。いい妻、賢い母づくりに反対する人はいないだろう。」<sup>(64)</sup>と述べている。また改訂が行われ、家庭科がすべての女子に必修となしたことについては、「大部分の女子が結婚すれば家庭では、家事のほうは妻が実際やっているし、さらに、男と女では専門家は別として一般的にどちらが家庭の衣・食・住、育児といったような仕事に、向いているかといえば女子、妻です。大部分の女子が男子に比べてそうした家庭の仕事には本来的に向いているし、得手としているのではないかと思います。」<sup>(65)</sup>と述べている。

平野貴子は日本人独特の女性観として「男尊女卑」と母親像、主婦像に象徴される「家庭生活者」としての女性観を指摘している<sup>(66)</sup>。前者の「男尊女卑」観は日本人の女性観の中でもっとも伝統的で長い年月のあいだに制度として存在してきたものである。しかし第二次世界大戦後の諸改革により制度的には否定された。女性は教育権、参政権、財産権などで男性と同等の権利を得ることができるようにになった。様々な生活習慣としてその残滓がなお色濃く見られるが、少なくとも建前としては「男尊女卑」は否定されているのである。ところが後者の「家庭生活者」としての女性像は戦後の改革においてもさしたる影響は受けなかった。それはこれが男女の平等や、家ではなく個人を尊重するといった新しい価値に積極的に抵触しなかったからである。「家庭生活者」として女性を捉えるということは、つまり既婚女性に対しては家事を担当し家族の世話をする主婦、子供を生み育てる母親という女性像をあてはめ、未婚女性に対してはその予備軍とみなすということである。高度成長期に入ると既に進行していた職住の分離と労働管理の合理化が進み、夫婦が家庭での役割を分業しなければ家庭が成立しなくなる状況がうまれてきた。このような状況と、伝統的な性別役割分業規範が結び付いて、家庭責任を負う「家庭生活者」としての女性のイメージはこの時期一層強調されたのである。

## 第5章 家庭科男女共学の時代へ

### 第1節 家庭科男女共学運動の高まり

#### 1. 家庭科男女共学運動の展開

経済成長のもたらすマイナス面に対する批判と、経済成長自体への疑問が生まれてきたのが70年代初めだった。アメリカから押し寄せたウーマン・リブの波は、女性達の目を開かせ、男性がなぜ家庭責任を免除されるのか、社会も家庭も男女が共同で担うべきものであって、「男は仕事、女は家庭」と分けるのはおかしいのではないか、という疑問を社会に向かって提起し始めた。生理学や、社会学、文化人類学等の諸成果も性別役割分業の根拠

とされた特性論への疑問を提示した。このように各方面で問題意識が高まっていた折、学習指導要領の改訂が行われ、高等学校の教育課程で、女子の「家庭一般」全員必修が決められた。これに対しては女子生徒をはじめ強い反発があり、家庭科の男女共学問題に対する関心が急速に高まっていった。

この反発を組織化して運動を起こしたのが「家庭科の男女共修をすすめる会」(以下、すすめる会と略す)である。運動の火付け役は市川房枝、そしてその推進の中心となったのは雑誌『家庭科教育』の編集主任だった半田たつ子だった。この二人を中心に発足した「すすめる会」には様々な人々が集まってきた。それは家庭科教育問題が単なる教育問題ではなかったからである。それは教育問題、生活問題、婦人問題の三つの側面を有していたのである。教育の面では、家庭科の内容をもっと現実に即したものに変え、男女共に学ばせたいと願ってきた家庭科教師や産業教育関係者の活動の蓄積があった。子供を取り巻く環境の変化や、子供の発達の歪みに対して危機感を持っていた人々は、家庭科こそがこういった問題に最も直接的に切り込める教科だと考えた。また、女性差別の解消をめざして運動してきた人々にとっても、家庭科の女子のみ必修は取り組むべき問題だった。すすめる会は「男女共修の家庭科を実現する」という一点で結ばれたゆるやかな運動体だったので、内部には性別役割分業の排除を目指す女性解放運動の立場と、性別役割分業を否定することなく男女の協力による家庭生活の実現・民主的家族の理念の実現を目指す立場とが混在していた。すすめる会の基本的考え方は次のようにまとめることができる。すなわち、高度経済成長社会の行き着いた先は、生活や環境の破壊でしかなかった。いまこそ生産の拡大ばかりを追求する企業の為に働く人間ではなく、くらしといのちを大切にするような人間を育てていく必要がある。生活のこと学ぶ上で重要になってくるのが家庭科である。男女が協力しあい、良い家庭や良い社会を築いて行くためには、男女と一緒に家庭科を学び、ともに生

活についてのしっかりした知識、技術、考え方を身につける必要がある。従って家庭科は男女男女共修でなければならない。

「家庭科を男女共学・必修にする」という一点で一致するものが集結したすすめる会結成の意義は大きかったが、それ以前からの教育関係者による男女共学の取り組みと研究の蓄積もまた重要だった。日教組は1951年から全国教育研究集会を開催しているが、1957年の第六次集会からは家庭科の単独分科会が設置された。これにより従来孤立していた家庭科教師の全国的交流が可能となつた。この分科会に集まった家庭科教師を中心となって、1966年には家庭科教育研究者連盟（家教連）が発足した。家教連は家庭科を「いのちとくらしを守り、さらに発展させる」力を育てることを目指す教科であると規定し、教育内容の研究・実践を蓄積していった。家教連では当初から男女共学の家庭科を構想してたわけではなかったが、家庭科の本質を追っていくと男女必修は必然となるとして、早くから共学運動を展開していく了<sup>(67)</sup>。

産業教育関係者もまた独自の視点で家庭科の男女共学問題を考えてきた。産業教育研究連盟（産教連）は、1949年に発足した職業教育研究会を前身とする。産教連は生産力の発展の流れの中で、技術を文化遺産としてとらえ、技術教育とはそれを継承していくことであるとする。そして技術の継承、伝授を通して子供の全面発達にかかわっていくことをその目的として掲げる。そのため、技術教育は普通教育として男女共学で行われなければならないと考える。そこから「女子にもほんものの技術教育を」を合言葉に男女共通の技術教育の実現を求めていったのである<sup>(68)</sup>。

また当然、女子教育関係者もこの問題に無関心ではなかった。女子教育の目的は、性差別を知り、それを見抜き、排除していく力を育てることである。この視点から各教科を検討していくと、家庭科については、男女で営む家庭生活について、女子のみが学んでも差別は排除されないという結論にいたる。そこから男女共学の家庭科が目指され

るようになった<sup>(69)</sup>。

以上のような様々な研究・実践を背景に、家庭科の男女共学運動はすすめる会の結成を契機として一気に高まった。

## 第2節 男女差別撤廃の世界的潮流

前節で述べたような様々な研究・実践を背景に、家庭科男女共学への機運が高まっていた。しかし共学運動の推進を加速したのは、国連国際婦人年を端緒とする男女差別撤廃の世界的潮流だった。ここでは、国連を中心とした男女差別撤廃の取り組み<sup>(70)</sup>とそれを受けた日本の動向を概観する。

### 1. 女子差別撤廃宣言から国際婦人年へ

国連は、結成以来、性に基づく差別をなくすための様々な努力を行ってきたが、依然として様々な分野において、女性に対する差別と事実上の不平等が存在した。そこで1963年第18回総会は、「女子差別撤廃宣言」を作成することを決定し、同宣言は1966年第23回総会で採択された。

この宣言は、国連の婦人の地位委員会が行ってきた、政治、教育、雇用、婚姻と家族、刑事法、民事法、などについての女性に対して男性と平等な権利を否定する法、慣習・意識などに関する詳細な調査、研究に基づいて準備・作成された。同宣言は、「男性と同等の権利を事実上否定又は制限する婦人に対する差別は基本的に不正であり、人間の尊厳に対する犯罪を構成する」(1条)と規定して、男女平等権を、女性の人権の中心に据えた。そして「婦人を差別的に扱う現行の法律・慣習・規則・慣習を廃止し、男女の権利の平等に対し、十分な法的保護を確立するために、すべての適切な方策がとられなければならない」(2条)と定めた、さまざまな分野で、男女平等を実現していくための法のあり方や方策について、詳細に規定している。

1968年には、この宣言を実施していくため、経済社会理事会は報告制度を発足させた。これは、加盟国、専門機関、NGOから事務総長に対し、宣言の広報とその実施のためにとった措置について

報告書を提出し、事務総長はこれをまとめて婦人の地位委員会に報告するというものである。

1972年第27回国連総会は、1975年を「国際婦人年」とすることを定めた。その国際婦人年には、メキシコで、133カ国の政府と国連諸機関が参加して、国際婦人年世界会議が開かれ、「世界行動計画」と「メキシコ宣言」をはじめ34の決議と世界会議報告が採択された。メキシコ宣言は「家庭内で伝統的な夫婦のそれぞれに割り当てられてきた役割を状況の変化に応じ、絶えず再検討、再評価する事」が必要であるとし、「家庭の中の役割、家事、育児を男性も同等に分担」すべきであるとしている。「世界行動計画」は、序章以下第6章まで219項目からなり、第2章の「C. 教育及び訓練」で、教育及び訓練は基本的人権であると同時に「社会進歩にとって決定的な重要性を持つ要素」であると位置付け、機会・水準・内容などのすべてにおいて男女平等が図られていく必要性があると述べる。「F. 近代社会における家族」では、これからのるべき家庭の姿を提示し、伝統的な性別役割分業の見直しを求め、それを啓発する教育が両性に必要であると指摘している。

## 2. 日本における動向

日本では、国際婦人年世界会議に先立ち、国会で「国際婦人年にあたり、婦人の社会的地位の向上をはかる決議」がなされた。続いて、政府は「国際婦人年世界会議における決定事項の国内施策への取り入れ、その他婦人に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図る」ため、総理府内に1975年9月「婦人問題企画推進本部」を設置した。内閣総理大臣を本部長として各省事務次官クラスが参加することとされた。同推進本部は1977年1月「国内行動計画」を策定し、同年10月に「国内行動計画前期重点目標」を発表した。「国内行動計画」では基本的方向としては、従来の男女の役割分担意識にとらわれない教育・訓練を推進するとして、消極的ながらも男女の平等、相互の協力・理解についての学習を充実するよう述べている。しかし「前期重点目標」では改革への具体的表現がさら

に抽象的なものになっていた。これは家庭科について文部省が共修実施に難色を示し調整が困難だったからである<sup>(71)</sup>。

一方、民間レベルの婦人運動は国際婦人年を契機に盛り上りを見せた。1975年には、41団体が協同し、「国際婦人年日本大会」を開催し、大会決議を採択した。この大会の実行委員会が、この後「国際婦人年日本会議の決議を実行するための連絡会」(以下連絡会と略す)と名称を改め、政府の女性政策の推進に対して積極的に働きかけを展開した<sup>(72)</sup>。連絡会は「男女平等政策を実現するための国内行動計画策定についての要請」(1976年)、「政策決定の場への女性の登用促進等要望」(1979年)など数度にわたって、政府に対して要望を提出了した。家庭科の男女共学についても、文部大臣や教課審、中教審等関係各方面に要望を提出するなどの活動を行った<sup>(73)</sup>。

連絡会のメンバーである個別の団体も独自に運動を続けた。すすめる会は積極的にマスコミと接触し、問題の所在を世論に訴え、支持者・理解者を増やすことに努めた。また国の「国内行動計画」策定を受けて、各都道府県レベルでも行動計画の作成が進められていたので、各自治体の行動計画に家庭科の男女共修を明記してくれるよう各知事に要望書を送付し働きかけた。

国際婦人年の前後には日本でも女性差別撤廃の気運が高まった。しかし政府が率先して問題の解決に当たるというよりは、従来からあった民間の運動が国際婦人年を千載一遇のチャンスとして、政府に対して次々と要望するという状況であった。各政党も女性差別撤廃の流れに表立って異を唱えるわけではないが、積極的に具体策を提示するというのでもなかった。

## 3. 教課審をめぐる状況

女性差別撤廃を求める内外の動きにもかかわらず、1978年の学習指導要領でも高校家庭科の女子のみ必修は変わらなかった。ただ77年に告示された中学校学習指導要領では、従来の男子向き・女子向きが廃止され、男女はそれぞれ技術系列およ

び家庭系列の学習を一部行うことができるようになった。技術・家庭科成立以来20年、男女まったく別系列の学習となっていたので、この変化は大きかった。ここでは1973年に諮問を受けてから1976年に答申が出されるまでの教課審の審議をめぐる状況を検討する。

学習指導要領の改定はほぼ10年に一回行われるため、教課審は定期的に設けられる組織となっている。その意味で1976年答申を出した教課審の存在は、教育課程行政の中・長期的展開におけるありふれた一断面でしかない。しかしこの1976年答申は通常より1年長く、3年に及ぶ審議を経て出されたものである。また、この時の教課審は従来とは異なる組織構成を取っていたことも特長の一つである。

この時の教課審における審議形態・構造は前期、中期、後期の3段階に分けられる<sup>(74)</sup>。1973年11月21日奥野文相の諮問を受けて教育課程審議会は審議にはいった。この段階では委員は21名である。諮問事項（①高校教育の普及②小・中・高を通じた調和と統一③児童・生徒の学習負担の適正化、基本的事項の徹底指導）に関して委員それぞれの立場から自由に討議が行われた。従来は、諮問を受けてから数回、総会で討議した後、分科会に分かれて実質的な審議が行われていた。これに対してこの時は、まず総会で長期にわたって討議を行い、改定の大枠を設定し、その後分科会で具体的な肉付けを行うとされた。このように「分科会中心型」から「総会重視」への移行は異例のことだった<sup>(75)</sup>。このような形での討議は1975年6月まで続けられた。これが前期である。

1975年6月に入ると、9月に予定されていた「中間まとめ」発表のため、新規に19名の委員を増員した。そして①小学校低学年の教科構成②算数・数学の一貫性③中・高校の関連、の三つの課題別委員会と総合調整委員会を設置、問題点の集中審議にはいった。

1975年10月にはこれまでの総論的審議をとりまとめて「中間まとめ」を出し、さらに25名の委員を新たに迎えて、I初等・II中学校・III高等学校

の三分科審議会を設置し、各学校段階ごとに具体的改定方針の検討に入った。1976年3月には新たに教科等別委員会を設置し、ここで各教科等ごとに小・中・高校の一貫教育の在り方を検討することとなった。教科等別委員会は、一般事項委員会、国語委員会、社会委員会、算数・数学委員会、理科委員会、芸術委員会、体育・保健委員会、家庭・技術委員会、外国語委員会、道徳・特別活動委員会、という10の委員会に分けられた。これらの各委員会で、それぞれ小学校から高校に至る教育内容を改定・編成し、これを三つにばらして各分科審議会に送り、それから各分科審議会が学校種別にまとまった改定方針の審議を本格的に行うことになっていた。この審議体制は、小・中・高三分科会による横割りの審議と、教科等別委員会による縦割りの審議の相互の連携により「教科エゴ」を排して、教育内容に一貫性を得ることを目的としていた。

教課審委員の構成には二つの特徴がある。第一点は、審議内容と審議形態の変化に対応して段階別の人選を行っていることである。教課審の委員は60名以内で構成されると規定されているが、最初から最後まで同一の60名が審議にあたるのではなく、前期・中期・後期という段階別に追加されて最終的に60名となっている。(その他に臨時委員が5名。)

前期の諮問当初からの委員21名は「教科エゴ」にとらわれない大所高所からの審議を期待されていた。21名のうち大学教授が10名であり、しかもそのうち3名は学長である。また小・中・高の関連を重視して、小・中・高校の校長が4名入っている。この校長も機械的に各校長協会の会長をもつてゐるのではなく、人物で選んだという評価がなされている。この21名の総会委員で基本的な方針を固め、次いで委員を追加して具体的な肉付けを行うこととされていた。

第二の特徴は、委員の職種傾向が前期と後期では大きく変化していることである。前期の委員には大学教授を中心として研究者が多いが、後期には授業時数の見直し等、具体的な作業にはいるため

現場の教師の比率が高くなっている。

奥野文相は1973年11月21日、教課審に対して「教育課程の基準の改善」を諮問した。教課審は1973年度中は現在の学校教育や教育課程の問題点を討議し、1974年度に入って本格的審議を始めた。教課審での審議の結果がほぼ学習指導要領に反映されることになるため、すすめる会のメンバーはできるだけ多くの教課審関係者に面会を求め、共修へ賛同してくれるよう説得を試みた。

すすめる会の記録によれば<sup>(76)</sup>、同会が本格的に活動を始めた1974年春から夏にかけては、教課審委員の間で素朴な特性論が示された時期である。

「教育に男女の差別があつてはならない」「男子ももっと生活について学ぶ必要がある」というすすめる会の基本的な主張に対しては、どの委員も反対しなかった。しかし「男の子が女の子と一緒に調理実習をするのはどんなものか」「将来の家庭生活を考えれば、女子に家庭科は必要ではないか」という素朴な形での特性論、役割論が示された。共修の主張が一般に知られるようになってきた1974年夏から1975年夏にかけては、素朴な特性論や真っ向からの共修反対論は姿を消した。「男女共修を実施するならどういう内容を教えるのかを示し、その重要性を理解させるべきだ」というのが委員に共通した意見だった。この時期には、すすめる会は共修が可能かもしれないという期待を抱いたが、1975年秋頃から委員の反応は鈍くなり、社会情勢を理由とした消極的姿勢に転じていった。共修に反対し女子必修を守ろうとする勢力の運動の影響が現れ始めたのである。

一度は男女共修の家庭科実現の可能性が高まつたにも関わらず、最終的には高等学校の家庭科は現行通り女子のみ必修とするという答申が出された。このような決定がなされるまでにどのようなことが考慮されたのだろうか。

前述の時期区分に従って見てみると、前期に最も考慮されたのは、政策目的の達成であると思われる。教育の目的は多様であるが、この時の教課審に関して言えば、改定のねらいとして①人間性豊かな児童生徒の育成②ゆとりのあるしかも充実

した学校生活③国民として必要な基礎的・基本的内容の重視と個性や能力に応じた教育、を挙げていた。極めて抽象的なレベルでの政策目標だったわけである。教育課程の変更、特に履修規定の変化は大きな影響を与える。設備・施設の増設、免許法の改正、現職の教師の研修などを伴い、場合によっては担当教科の教師にとっての死活問題となる。そのため従来の教課審における審議では各教科の利害が対立して、しばしば「教科エゴ」のぶつかり合いとなることが多かった。そのような事態を回避するため、前期の総会委員にはあえて教育の素人を多く任命して、大所高所からの議論を期待したわけである。

中期は極めて短期間であるが、「中間まとめ」作成のため現場教師が増えている。そこで主として考慮されたのは、顧客である家庭科関係者の協力と理解が得られるか、であると思われる。すすめる会が熱心に男女共学運動を展開する一方で、家庭科関係者はこの動きに必ずしも賛成ではなかったことは明らかである。特性教育を重視するにせよ、家庭科の先行きに危機感を覚えたにせよ、家庭科教育の履修方法の変更の影響を直接に受ける家庭科関係者たちの間では、現段階では現行制度を維持するしかないという態度が主流だった。そのため顧客の協力が確保できない可能性があった。また共学にすると設備や人員の拡充が必要となるため、その点も当然考慮されたと思われる。

後期には大幅に現場教師が増えたため、さら現場の意向が考慮されたと思われる。「中間まとめ」発表後には、各種の教育研究団体が要望・意見を教課審に対して寄せた。なかでも家庭科教育に関する要望は最も多い、その数は20以上にのぼった。特に問題となった高等学校に関しては、12にのぼる要望がまとめられた<sup>(77)</sup>。女子に対して家庭科を現行通り4単位必修とすることを求めるものが多かったが、そのような要望を出した団体の中でも、全国高等学校長協会は教育行政に大きな影響力を持つ団体だった。審議会委員の中にも同協会のメンバーは多数いた。また同様に全国家庭科教育協会も女子必修を求める中心的団体だったが、この

団体も家庭科教育関係の全国組織として影響力があり、また歴史的に文部省との結びつきも強かつたことは既に述べた。

すすめる会や他の婦人団体の熱心な活動により、教課審の反応も1975年夏頃までは悪くはなかった。完全に男女共学の家庭科とまではいかないまでも、何らかの前進はあるだろうという運動関係者の予想に反して、1975年秋から反応が鈍くなり、結局、現行通り女子必修存続となった。教課審の審議形態が変化し、後半で直接の利害関係を有する現場教師が多数参加して、審議に際して考慮される事項の比重が変わったことがこのような結果に關係していたのではないだろうか。つまり、教課審発足当初は、よりよい教育課程の実現を目指す、というように目標は抽象的であった。その段階では教課審の委員も家庭科問題に対しては素朴な反応をしていた。特性論の立場に立って、女子必修を必要と考える委員もいたが、女子のみ必修存続は既定の方針とはなっていなかったはずである。しかし中期、後期と審議事項がより具体的になり、委員にも現場の教師が増えてくると、現状維持的な教育観が浸透していったのである。

#### 4. 世論の動向

高校の家庭科が女子のみ必修にとどまった背後には、これまでと同様に、「家庭科を女子必修のまま残して欲しい」という家庭科教師の署名・陳情があつた<sup>(78)</sup>。そしてこれに全国高等学校長協会家庭部会の意向が加わった。同家庭部会は従来から女子に対する家庭科教育の必要性を主張し、家庭科のあり方に影響を与えてきたが、1976年11月の総会で女子必修を支持する決議を行った<sup>(79)</sup>。その理由として総会で採択された文書でこう述べている。すなわち「高等学校の女子生徒は女性として、特に母性としての自覚と使命に目覚めるときである」から「家庭一般」は「母性教育として」必要である。共修を実施した場合、「母性教育としての実質を失い」、程度の低下が予想され、「家庭の健全性」が衰弱し、「家庭の本来的機能を危うくするおそれがある」ので女子のみ必修として残す

べきである。

家庭科男女共学問題は、賛成、反対両方の立場から論議<sup>(80)</sup>を呼び、国会でも数回にわたって取り上げられた。このように1970年代後半には家庭科教育のあり方が注目されたが、一般の市民はどう考えていたのだろうか。1972年10月に実施された調査をまとめた「婦人に関する諸問題の総合調査報告書」<sup>(81)</sup>は婦人に関する総合的な調査としては戦後初めてのものだった。この報告書は、「夫婦の役割」を「夫は外、妻は内」という「伝統的な考え方」と「妻が外、夫が内」という「新しい考え方」に分け、「伝統的立場を支持するものが八割に対し、新しい考え方をとるものは一割にすぎない。この結果から夫婦の役割分担に関する伝統的な意識は完全に固定したものであると考えるべきであろう」として「男女を問わず、このような大勢は動かないもの」と考えている。しかし、男女の役割分担は不变ではなかった。少しづつではあるが確実に人々の意識は変化しつつあった。

1976年と1979年に実施された総理府の「婦人に関する世論調査」では<sup>(82)</sup>「夫は仕事、女は家庭」という考え方へ同感するか、という質問に対して、1976年の調査では「同感する」が女性回答者の48.8%でほぼ半数となっている。「同感しない」は39.9%である。これに対して1979年の調査では「同感する」「同感しない」が共に減少して「どちらともいえない」が11.2%から30.0%に増加している。この数値だけでははっきりしないが、男女の役割分担意識が流動化し始めたことは、この後1980年代に入るとより明確になっていく<sup>(83)</sup>。

性別役割分業意識の流動化を背景に家庭科教育に対する世論にも変化が見られる。前掲の「婦人に関する世論調査」では「高等学校での家庭科教育」という質問項目が設けられていた。1976年には22%だった「家庭生活についての知識や技術を身につけるため男女とも学ぶ」という回答は、1979年には30%に増えている。逆に「家庭生活についての知識や技術を身につけるため女子だけ学ぶ」という人は26%から24%に減っている。家庭科の男女共学の主張が少しづつ浸透してきたことは、

東京都におけるアンケートの結果からも言える。1977年の「婦人問題に関する世論調査」<sup>(84)</sup>は、女性1189人を対象に行われたが、家庭科を男子にも必修にすべきという意見は43.9%であった。1978年の都政モニターアンケート<sup>(85)</sup>では、家庭科を男女必修にするべきという意見が71.0%となっている。母集団の違いや調査方法の違いを考慮に入れても、この結果からは家庭科男女共学の主張が確実に世論に受け入れられつつあったと言えるだろう。

## 第6章 女子差別撤廃条約と家庭科

### 第1節 女子差別撤廃条約

#### 1. 女子差別撤廃条約

国連婦人の地位委員会は、1972年国連憲章や女子差別撤廃宣言で述べられている男女平等を実現していくには、現存する条約では不十分であり、新たに男女平等に関する包括的条約を締結することが望ましいという決議を行い、準備に乗り出した。条約は6年に及ぶ審議を経て、1979年12月、第34回国連総会で採択された。この女子差別撤廃条約は、女子差別撤廃宣言の系譜を引き、女性の差別を基本的人権の侵害ととらえ、宣言よりも男女平等の理念を明確化、包括化している。

条約の基本的な理念は条約の前文に示されている。第一は、女性差別は女性の基本的人権の侵害であるという認識である。女性に対する差別は、人間の尊厳と価値、男女の権利の平等に反し、女性の基本的人権を侵害するものであるがゆえに撤廃されなければならないとされる。第二に、発展と平和は男女平等の前提条件であるから、すべての国の発展と平和を実現する中で世界的な男女平等を実現していかなければならない、と述べられている。そして第三に、国の発展、世界の平和と福祉のために、女性がすべての分野に男女平等の立場で積極的に参加していかなければならないという。第四に示されているのは、母性の尊重と固定的な性別役割分担の変更についてである。条約は、母性を社会的機能として尊重し保護しなければならない。また男女の固定的な性別役割分業を変更し、家事は男女の共同責任で、育児は両親と社会

の責任で分担しなければならないと述べている。これは女性解放についての新しい考え方を示したものであり、この条約のポイントでもある。女子差別撤廃宣言は、家事育児は女性が担当するものという前提に立ち、その上で女性の権利を保障していくというものであったが、女子差別撤廃条約は固定的な性別役割分業そのものを男女差別の根源と見なし、その変更を強調しているのである。

#### 2. 条約と家庭科教育

この条約を日本が批准するにあたって問題となつたのが①国籍法 ②労働 ③教育、の三つの分野だった。

国籍について条約は、第9条で次のように定める。第1項は、国籍の取得・変更・保持について男女平等の権利を持つべきことを明らかにし、夫婦国籍同一主義を排して夫婦国籍独立主義をとるべきことを述べている。第2項は、国籍の異なる夫婦の間に生まれた子の国籍について、夫の国籍を妻の国籍に優先させる父系血統主義を否定して、夫婦の国籍を平等に扱う父母両系血統主義を採用すべきことを規定している。これらの規定に照らすと、日本では国籍法第二条が父系優先血統主義を定めていること、同法第五条一項、六条一項で配偶者の帰化条件に男女で差別があることが問題となつた。

労働に関する条約の規定は第11条がその中心である。この条項は労働を「すべての人間の奪い得ない権利」として捉え、男女同一の権利を持つこと、婚姻又は母性を理由に婦人を差別してはならないことを明確にしている。しかし日本では性別による差別禁止は法律に明記されてはいないし、母性を保護するための諸規定も実質的な権利としては裏付けがない。そこで男女雇用平等法の制定が求められることになったわけである。

最後に条約が教育・訓練について「男女平等を基礎として」「適切な処置」をとるよう求めている中心的な条項は、第10条の(a)(b)(c)と第11条の(c)である。日本の教育制度でこの条項の趣旨に反するとされたのは、家庭科教育である。高等学校では

女子のみが必修とされていること、中学校で男女別の領域指定がなされていることが問題となった。

## 第2節 日本の動向

### 1. 文部省の対応

世界的に男女差別撤廃の動きが高まり、日本国内でも家庭科の男女共学を求める声が大きくなっていく中で、文部省はどのような対応をしたのだろうか。1977年の中学校学習指導要領で、技術・家庭科でいわゆる「相互乗り入れ」の履修形態が採用されたことは先にふれた。新しい技術・家庭科の内容は、技術系列と家庭系列の2系列からなり、技術系列は9領域、家庭系列は8領域で構成されている。男子は技術系列から5領域、家庭系列から1領域、女子は家庭系列から5領域、技術系列から1領域を含めて、男女とも7領域以上を選択履修することとされた。これによって、男女で最低1領域は「相互乗り入れ」となったわけである。このような措置をとることとなった背景には、すすめる会をはじめとした家庭科の男女共学運動があつたわけであるが、そのことについて文部省の担当教科調査官は次のように説明している。

「(男女で学習系列を分けることに対して)世間には社会における男女の労働と家事の分担関係を固定化する恐れがあるとして反対する向きがあり、教育の現場においても両者の一層の接近を望む声が高まっている。」<sup>(86)</sup>

文部省も、教育の場における性別役割分業を変えるべきだという、世論の動向を全く無視するわけにはいかなかったわけである。しかしながら消極的姿勢は崩さなかった。1978年に、パリでユネスコ第20回総会が開かれた。この第5委員会(婦人の地位)では、フランスが「家事と育児の準備としての家庭科の学習指導がboysに対しても、girlsに対しても同様に行われるようとする」という内容の提案を行い、これは日本を含めて満場一致で可決された。この総会の概要報告が、翌年1月に文部省学術国際局から出されたが、同報告書は、「boys, girls」を「男児女児」と訳していた<sup>(87)</sup>。これは高等学校家庭科の女子のみ必修が問題となる

ことを恐れたと思われる。

また女子差別撤廃条約の審議の過程でも、日本政府代表は、高等学校家庭科の女子のみ必修が条約に抵触することを恐れて、条約第10条(教育権)の「同一の教育課程」の“same”を“equal”に修正する提案を行っている<sup>(88)</sup>。“equal”は「同等」という意味で、“same”的意味する「同一」でなくとも、教育の価値が同質であればよいということになるからである。この修正提案の陰には文部省の強い要請があったといわれる<sup>(89)</sup>。

女子差別撤廃条約は1979年に採択されたが、その後さらに署名、批准という手続きを踏むことが必要だった。署名式は1980年にコペンハーゲンで行われたが、日本政府は国内法の整備が不十分ということを理由に、直前まで署名を見送る方針だった。しかし「署名見送り」と朝日新聞が1980年6月8日に報道すると、すすめる会をはじめ婦人団体が一斉に反発した。6月26日には、市川房枝参議院議員が小渕総務庁長官、外務・法務両省、総理府婦人問題担当室を訪れて、条約の署名を要請した。6月27日、婦人問題企画推進本部は「国内法制等の条件整備に努める」との申し合わせを急遽行い、続いて30日には、外務省が総理府、経企庁、大蔵、文部、厚生、労働各省などの他、人事院、防衛庁などの参加を求め、外務省を含めた14省庁会議を開いて署名決定への最終的な討議を行った。結局7月15日の閣議で署名が正式に決定された<sup>(90)</sup>。国内の世論に反応しての方針転換だったが、より大きな理由は、対外的な配慮だった<sup>(91)</sup>。各国が署名式に出席するのに日本は欠席となると、ただでさえ貿易摩擦で風当たりが強いのに、女性を差別してもうけている国、とますますイメージが悪くなる、と考えたのである。

女子差別撤廃条約に署名し、批准を約束しても、文部省は態度を変えようとはしなかった。高等学校で「家庭一般」を女子のみ必修にしていることは、条約に抵触しないという見解をとっていた。文部省初中局長は参院文教委員会で次のように説明している。それによれば、「我が国では、ご承知のように、高等学校におきまして女子に家庭一般

4単位を必修とするということなど、男女により若干の取り扱いの差異があるわけでございますが、文部省としては、この程度の取り扱い上の差異は、これはこの条約による差別ということに果たしてなるかどうか、私どもとしては、これはいわば許容されるものではないかというふうに考えておりますが、」と述べ、諸外国の実情、署名後の対応ぶりを調べることを約束するにとどまった<sup>(92)</sup>。

1981年3月31日には田中龍夫文相が参院予算委員会で「家庭に関する科目の男女による若干の取扱い上の差異は、わが国の実状にかんがみまして、男女がそれぞれに応じました教育的配慮にもとづくもの」と述べている<sup>(93)</sup>。1981年5月28,29日に開かれた全国高等学校長協会第34回総会・研究協議会では、文部省の中村賢二郎職業教育課長が「家庭一般」女子必修は教育的配慮であると「理解・協力」を呼びかけた<sup>(94)</sup>。この呼びかけを受けた複数の県教委の担当課、担当指導主事、家庭科研究会等によって女子のみ必修の存続を求める署名運動が展開された。

このような状況の中で、家庭科教育に関して男女で異なる取り扱いをしていることは、条約にいう差別には当たらないという文部省の見解に対して、日本弁護士連合会（日弁連）が女子のみ必修は違憲の疑いがあると「『高等学校家庭科の女子のみ必修』についての意見書」を提出した。婦人団体ではなく法律家の団体が憲法の観点から出した意見書はかなりのインパクトを与えたが、文部省は1982年の段階でも、女子のみ必修は条約に抵触しないとし、家庭科の履修法を変更する姿勢は見えない。1978年に改訂された高等学校学習指導要領が実施に移されるにあたっての、小笠原視学官の説明<sup>(95)</sup>を見てみよう。

「今回の改訂では、教育課程審議会の答申に基づいて『家庭一般』は女子が家庭生活の主たる経営者であるというわが国的一般的状況にかんがみて4単位必修とした。そして男子については選択して履修する場合があることを明確にし弾力的扱いを認めたのである。家庭生活は男女で協力して営むものであることは当然であるが、女性が子供

を産み育てるなどの家庭生活の現実から見て、特に女子については、小・中学校の基礎の上に、保育・衣食住など家庭生活を経営する立場からそれに必要な知識・技術を一層総合的に履修させてその能力を伸ばす機会が必要であると考えられたからである。中には男性が家庭経営の主体者となることもあるであろう。しかし、女性は、母性となり、大多数は主たる家庭経営者となる。このことは従来から女性の持っている特権と考え、これを放棄する必要はないと思う。」

これを見ると文部省の見解は、1950年代からほとんど変わっていないようである。文部省が女子のみ必修を正当とする根拠は、一貫して「女子の特性」と「男女の現在及び将来の生活の違い」である。小笠原視学官は、女子差別撤廃条約との関係については次のように述べる。

「本条約第10条(b)項に、『同一の教育課程についての機会』を確保するように定めているが、これは『形式的・機械的に細部まで全く同一の教育課程についての機会』を要求しているものであるはずではなく、男女の本質的平等に反する取り扱いを排除しようとするものであって合理的な理由に基づく男女による若干の取り扱いの差異は許容されているものと解するのが至当である。…中略…

（高等学校家庭科の女子のみ4単位必修は）本条約が排斥している女子の差別や男女の役割についての観念の固定化とは全くその趣旨をすることにするもので、本条約に抵触するとは解されない。」

あくまで教育上の配慮であって、差別ではないとしてきた文部省であったが、「1983年9月の臨時国会の直後から態度がやや軟化」<sup>(96)</sup>する。すすめる会の世話人が1984年1月に訪問した際にも、文部省職業教育課の菊池課長補佐は、「政府の申し合わせもあり、批准の妨げにならないように、というのが基本的態度である」と述べた。さらに「差別撤廃条約の趣旨には賛成するが、教育課程を定めるのには時間がかかる。ただ来年の7月には世界会議も開かれることもあるし、何か途中の措置を講じなければ、と思う」と何らかの措置をとることを示唆している<sup>(97)</sup>。

法務省や労働省<sup>(98)</sup>に比べて条約批准の条件整備に消極的だった文部省だが、1984年3月24日、文相が参議院予算委員会で「条約の妨げとならないようにしたい」と述べ、家庭科の履修方法を改めるとの考えを明らかにした<sup>(99)</sup>。世論の高まりと条約の批准を推進する外務省の要請を受けて、家庭科の履修方法を見直す「家庭科教育に関する検討会議」が1984年6月18日に設置された。

## 2. 男女共学の家庭科誕生へ

同検討会議の発足に先立って、5月末に全国高等学校長協会家庭部会が「現行の履修形態堅持」を求める要望書を文部省に提出した。Z・K・Kも総会で「現行の取り扱いによる『家庭一般』の充実を期する」との大会宣言を採択し、全国の家庭科担当指導主事も文部省に「家庭一般」女子必修の既定方針堅持の要望を行った<sup>(100)</sup>。また8月には、全国高等学校PTA連合会が「家庭一般」女子必修存続を決議した。

女子必修存続を求める勢力は、例のごとく「共修になって女子必修がはずされ選択にでもなれば家庭科をとる生徒が減る」と家庭科教師の不安をあおって、女子必修死守の署名運動を展開した<sup>(101)</sup>。しかし、時代は変化しつつあった。女子差別撤廃条約が採択されても「教育的配慮であって差別ではない」と女子のみ必修を堅持しようしてきた文部省も、条約のミニマム達成のため家庭科履修法の見直しを余儀なくされた。女子必修論者たちが「現行履修形態堅持」を求めて、条約との関係上不可能であり、家庭科教育検討委員会の設置が決定された段階で履修形態の変更は決まったと言える。この時点で取りうる選択肢は高等学校家庭科を①選択必修にする ②男女とも必修にする、のどちらかであった。

同検討会議は、女子のみ必修論と男女共修論の双方に配慮した報告を1984年12月提出した。それによれば、高等学校の家庭科は男女とも「選択必修」とする。「選択必修」の方法は(1)複数の家庭科科目を男女の選択必修とする(2)「家庭一般」と他教科科目をセットにし、いずれかを選択必修させ

る、の二案が提示された。どちらの選択方法を取るかの判断は教課審に委ねられた。報告書の「基本的考え方」では、検討会議としての統一見解を示すのではなく、「なお、高等学校『家庭一般』が、わが国の歴史と伝統の上に立ち、多くの国民の同意を得て、女子教育や母性教育の上で大きな役割を果たしてきたことにかんがみ、今後ともこのことに充分留意すべきであるとの指摘があった。また、男女が協力して家庭生活を築いていくという観点から家庭科教育の内容を見直し、男女ともに学べる内容に改善すべきであるとの指摘もあった。」と述べている。これはなお家庭科教育を女子教育、母性教育としてとらえ、その重要性を強調する論者の影響力が強く、検討会議内でも無視不得なかったのだと思われる。

## 3. 教課審における審議

検討会議の報告を受けて、松永文相は1985年9月、教課審に対して「幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育課程の基準の改善について」諮問した。

審議は前回諮問時と同様に、前半は大所高所からの議論を行うようまず27人の総括委員によって始められた。この総括委員の構成は、前回審議会発足時に比べて実務に通じた人を多く起用していることが特徴である。例えば、教育学者は前回の3人に対して今回は9人である。また文化・スポーツ等から多彩なメンバーを入れ、女性委員も4人に増えていた。(前回は1人だった。) この総括委員による審議の結果をまとめて「中間まとめ」として公表するため、四つの課題別委員会が1986年2月に発足した。第一委員会は「六年制中等学校」の教育内容の在り方、第二委員会は道徳教育の在り方、第三委員会は社会科教育の在り方、第四委員会は家庭、技術・家庭科教育の在り方、についてそれぞれ審議を行った。各課題別委員会では、臨教審の第一次答申や第二次答申、中教審の教育内容等小委員会審議経過報告を踏まえて、教育課程の基準の改善について統括的な検討が行われた。教課審は1986年10月にその審議結果をまとめ、「教

育課程の基準の改善に関する基本方向について（中間まとめ）として発表した。

中間まとめ公表後は新たに39人の委員を追加して、初等教育分科審議会、中学校教育分科審議会、高等学校教育分科審議会の三分科審議会による審議が開始された。1987年2月からは、これに並行して14の教科等別委員会での審議も始まった。教科等別委員会は、「国語」、「社会」、「算数・数学」、「理科」、「芸術」、「家庭、技術・家庭」、「体育、保健体育」、「外国語」、「道徳」、「特別活動」、「生活科」、「六年制中等学校」の12の委員会と「職業教育」と「幼稚園」の二つの部会である。三分科審議会を縦糸に、各教科等別委員会を横糸にした立体的審議によって各学校段階の教育内容の一貫性を確保することを目指していたのは前回と同様である。

1987年5月から7月にかけては、各教科等別委員会から各教科についての改善方針案が各分科審議会に提出され、そこで検討が行われた。中学校の技術・家庭科と高校の家庭科について『改善方針』（案）は、（一）男女協力による家庭生活（二）生活に必要な知識と技術の習得（三）実践的・体験的な学習の充実、を主眼に改訂する方針を明らかにしたうえ、具体的な改定点を提起していた。

小学校家庭科の改訂は小幅であったが、中・高校の改訂はかなり大幅なものだった。中学校の技術・家庭科は、現行の男女別履修方式の廃止を打ち出していた。そして既存の領域を統合する一方で、コンピュータの操作を通じ電算機利用の基礎的能力を養う「情報基礎」、実践を通して消費者としての自覚を高める「家庭生活」の二領域を新設することが提案されている。この改訂の結果、領域の構成は、①木材加工②金属加工③機械④電気⑤栽培⑥情報基礎⑦家庭生活⑧被服⑨食物⑩住居⑪保育、の11領域となり、この中から生徒の興味・感心などに応じ、男女の別なく7領域以上（但し、木材加工・電気・家庭生活・食物の四領域は全員必修。）を履修させることとされた。

高校の家庭科では、「家庭一般」の女子のみ必修は廃止となった。そして「家庭一般」は時代の進

展を踏まえて再構成する一方、新しい科目として「生活技術」と「生活一般」を設け、このうち1科目を全ての生徒に履修させるとされた。「生活技術」は①家庭生活の基礎的知識②衣食住などの技術③家庭生活で利用する電気・機械、情報処理、園芸などの知識と技術、といった内容で構成されていた。「生活一般」は生活管理に重点を置いて家庭生活に関する基礎的な知識と技術を習得することを目的とする科目であった。

各分科審議会は1987年11月には各教科等別委員会の改善方針案の討議を経て「審議のまとめ」作成に入り、11月27日にそれを公表した。そして若干の修正の後、12月末に最終的な答申として文相に提出した。

#### 4. 文部省の方針転換の背景

教課審の答申に基づいて作成、告示された1989年の学習指導要領によって、中学校技術・家庭科における男女別領域指定と高校家庭科の女子のみ必修の廃止は確定された。高校家庭科の女子のみ必修や中学校での男女別領域指定に関して、一貫して「教育的配慮であり差別ではない」という態度をとってきた文部省が方針を転換して見直しに着手したのはなぜだろうか。

文部省の方針転換に最も直接的に影響したのは、やはり女子差別撤廃条約の批准問題であろう。対外的配慮に基づく外務省の要請を文部省も拒否し続けるわけにはいかなかったのである。しかし、条約批准の必要性だけが文部省の態度軟化の理由ではない。方針転換の背景にあったものとして次の四点を指摘することができる。それは①地方自治体における女性政策の展開と②すすめる会に代表される家庭科男女共学運動の進展、③性役割に関する世論の流動化、④臨教審の第二次答申である。

1975年の国際婦人年世界会議で採択された世界行動計画をうけて、日本でも国内における婦人問題解決が行政的課題となった。そこで日本政府は1975年9月に国内行動計画策定に着手し、1977年1月に計画を公表した。この動きは地方にも広が

り、各地方自治体も次々に行動計画策定に着手した。国内行動計画が発表された翌年の1978年には早くも独自の行動計画を発表する自治体が出はじめ、以後、その数は増加しつづけた。

自治体における行動計画の内容は多様であったが、長期的・総合的な性格をもっている点で共通していた<sup>(102)</sup>。労働、教育、福祉などの多様な領域を対象とし、様々な角度から婦人問題の解決を企図したものが多かった。家庭科教育に関しては、何らかの形で言及するものが多く、家庭科の男女共修を明記したのは、すすめる会の調査では、1981年夏の段階で東京都、大阪府をはじめとして9の自治体だった。(この調査の時点で行動計画を策定していたのは24都道府県と2政令指定都市<sup>(103)</sup>)数のうえではそれほど多くなくとも、現に男女共学の高校家庭科を実施している自治体も増えつつあり<sup>(104)</sup>、地方のこういった動向は当然文部省も考慮に入れたと思われる。

家庭科男女共学運動については既に述べてきたので、次に性役割に関する世論の動向について考察する。1970年代後半から1980年代にかけては、性役割に大きな変動が生じた時期であった。性役割とは、それぞれの性に期待されている規範的役割及びそれに基づく行動を意味する<sup>(105)</sup>。日本の場合、社会的存在としての女性及び男性を特徴づけている性役割には、次の三つが含まれていると考えられる<sup>(106)</sup>。それは、①男性の役割は生計の維持、女性の役割は家事・育児、男性の主たる領域は職業、女性のそれは家庭、というように性によって役割を分ける性別役割分業観、規範及びそれに基づく行動、②「男らしさ」「女らしさ」というような性によって性格や行動を特性づける社会通念及びそれに基づく行動、③日本独自の伝統的家制度による男尊女卑觀等及びそれに基づく行動、である。

戦後初期の改革では、③の家制度の中で形成されてきた女性の地位や価値観、行動様式に変化が生じた。しかしこの時期の改革で実現されたのは、①の性別役割分業を前提としての男女平等であった。ところが1975年の国際婦人年以降の動きは、

その性別役割分業観とそれに合致した社会構造自体の変革をせまるものであり、②のつくられた「女らしさ」「男らしさ」への見直しであった。伝統的な性役割が流動化しつつあったことは既に前章で述べた。この動きは1980年代にはいると一層明確になった。結婚後も家庭の外で職業をもつ女性が増加し、それを肯定する価値観が広がってきた。結婚した女性が仕事を持ち続けることについての考え方方が1970年代から1980年代にかけてどのように変わってきたかを示す調査では<sup>(107)</sup>、「仕事より育児を優先させた方がいい」という人は1983年でも40%であるが、「結婚したら家庭に専念するべきだ」という「家庭に専念」の考え方を支持する人は1973年の30%から大きく減少している。「結婚して子供が生まれても、できるだけ職業を持ち続けた方がよい」という「家庭と仕事両立」を支持する人は1973年の24%から1988年には38%に増加している。「夫が台所の手伝いや子供の世話をすること」についての意識調査では<sup>(108)</sup>、「夫の台所仕事の手伝い」を肯定する人は、1973年から1988年の15年間に51%から75%に24%も増加している。

これらの調査結果は「男は仕事、女は家庭」という伝統的な性別役割分業が変化していることを示している。変化は人々が求める家庭のイメージにも現れている。1970年代から1980年代にかけて、理想の家庭についての意識がどう変化したかを示す調査では<sup>(109)</sup>、1970年代の前半は、「夫は外で仕事、妻は家庭を守る」というように、妻と夫で役割を分担する家庭を理想とする女性が多かった。しかし、1980年代にはいるとこの「役割分担」は大幅に支持を失った。代わって増えたのは、家庭内では夫婦が平等の関係にあり、夫婦とも家庭のことを考える「家庭内協力型」である。なお「夫唱婦隨」を理想とする人は一定して20%程度である。「夫唱婦隨」の対極にある「夫婦自立型」も余り変化していない。

以上のような性別役割分業観を中心とした性役割の流動化は、直接的に家庭科の男女共学を推進する力とはならなかったとしても、すすめる会等の主張が好意的に受け入れられる素地をつくった

と思われる。そしてそのような世論の動向は、「男女の現在及び将来の生活が異なるから」と男女別領域指定や女子のみ必修を正当化してきた文部省の主張の根拠を揺るがしたのである。

最後に、臨教審の第二次答申は教課審の審議が行われていた1986年4月に出されたものである。従って、家庭科教育の見直しの契機となったわけではないが、結果として改革を促進することになった。この答申の存在を考慮したことは文部省自身が述べている<sup>(110)</sup>。この答申は家庭科の見直しの必要性を男女平等とは別の観点から述べており、家庭科の男女共学を提案していたわけではなかった。すなわち家庭教育の活性化の観点から学校教育における家庭科の改善についてふれていたのである。

## 終章 家庭科の変遷とその意味

### 1. 家庭科教育の役割

家庭科教育は、戦後初期には「家庭の民主化」を担う教科と期待された。しかし、戦前の良妻賢母主義に基づく女子教育の色彩を払拭し切れないうちに、戦後改革の見直しの中で変質していく。教育内容は「家庭の民主化」という視点が薄れ、産業の復興を背景に「技能主義的」なものに変わっていく。高度経済成長が始まるころには、産業界を中心に「特性論」が主張され、家庭科教育には特定の政策意図が含まれるようになる。実態として存在した素朴な性別分業に、アメリカから導入された分業で成り立つ家族のモデルが接合され、近代的な装いで再編成された性別役割分業が登場する。性別による教育課程の固定である女子のみの家庭科教育は、この近代的な性別役割分業を促進・維持・再生産する役割を持たれてきたのである。

家庭科教育は時代の流れに応じて変化し、その時代その時代で「望ましい女性像」「家庭像」を教育の場において提示してきた。家庭科の変遷はその背後にある女性の地位と女性観の変遷を如実に反映している。

アメリカの占領政策による民主主義の導入は、

日本の伝統的女性観に画期的变化をもたらした。戦後初期の一連の立法により家父長制の廃止、夫婦の平等、教育における男女平等、労働における男女同一賃金の原則と女子保護規定などが明文化された。戦前の家制度のもとで常に男性の支配を受けていた女性は法的に解放された。「男尊女卑」の女性観が否定され、女性の地位向上の基礎が築かれた戦後改革期の高揚した雰囲気の中で、新しい教育の象徴の一つとして家庭科は誕生した。家庭は男女が協力して作り上げるものであり、それゆえ家庭科の学習は男女ともに必要である、とされた。実態としては男女で取り扱いの差があり、あるいは別学状況にあったが、理念としては男女で学ぶ家庭科であった。そのため男女で教育内容を分けることを公然と論じるのは憚られたのである。

しかし1950年代にはいるとその建前の拘束力も弱まり、実態に即した本音が顕在化し始めた。この時期には女子への家庭科履修の圧力が強まった。女性が家事を担当し、男性は仕事を持つ、という性別役割分業思想は現状に即した自明のこととして、いわば素朴な形で存在していた。「男子は仕事、女子は家庭」という考え方はごく一般的であり、また実際に女性が家庭責任を負っていたため、女子が家庭のことを学ぶのは当然と考えられたのである。家庭責任は全面的に女性が負っていたのである。

あたりまえのことわざ強調されることではなかった家庭と女性の結びつきは1960年代に入ると意識的に言及されるようになっていく。政府の関連文書では次々と望ましい女性像、家庭像が語られた。女性を主婦・主婦予備軍としてのみ矮小化してとらえ、家庭科の女子のみ必修を求める圧力は益々強まった。高度成長期に入ると既に以前から進行していた職住の分離と労働管理の合理化が進み、夫婦が家庭での役割を分業しなければ家庭が成立しなくなる状況がうまれてきた。このような状況と、根強い伝統的な性別役割分業規範が結び付いて、家庭責任を負う「家庭生活者」(平野貴子)としての女性のイメージはこの時期一層

強調された。しかも女性は単に家を守るだけではなく、労働力不足に対応する安価な労働力としての活用が求められ、大量に市場に流入することとなった。しかし、あくまで女性が家庭責任を負うことが求められ、仕事は余力でなすものとされた。家庭と仕事は女性にとって二者択一の対象だったと言える。

1970年代には高度経済成長のつけが顕在化し、社会のあり方への疑問が各方面から提起されるようになつた。女性の社会進出はさらに進み、女性のみが家庭責任を負わされる性別役割分業自体も自明のことではなくなつてゐた。それにもかかわらず高等学校では女子のみの家庭科必修がさらに強化されていた。おりしも女性差別撤廃の動きが世界的に高まりつつあり、日本でもその影響を受けて家庭科男女共学運動が開始された。運動は着実に支持者を増やし、世論も変わりつつあった。そして女子差別撤廃条約を追い風にして男女共学の家庭科が実現することとなつた。

## 2. 家庭科の変遷と教育課程行政

ここでは、教育課程行政の構造と家庭科教育の変遷との関連を考察する

今まで述べてきたように、家庭科教育は戦後の歴史の中で変遷してきた。特に高等学校では、次第に女子必修が強化されてきた。しかし1950年代初頭に女子必修化運動が始まられてから、1970年に完全に女子必修となるまでには、20年を要している。(学習指導要領の規定が「望ましい」から「原則として」に変化したこと、実数としてどれだけの女子があらたに家庭科を履修することになったのかはデータがないため、明らかではない。しかし、女子が選択しない余地が残されていたことが重要である。) 同様に、家庭科男女共学運動が生まれてから共学が実現するにも15年かかっている。女子差別撤廃条約という外圧がなければさらに時間がかかったと思われる。どちらの場合も、かなり熱心に運動が展開されたにもかかわらず教育課程の変化は緩慢である。特に男女共学の家庭科になるのには抵抗が大きかったことをどう考えるか。

教育課程行政の構造、教課審のあり方が関係していないだろうか、というのがここで考えてみたい点である。

現在、審議会は文部省をはじめほとんどの省庁に設置され、行政上それぞれ重要な役割を果たしている。審議会が多数設置され、大きな影響力を発揮している理由は何か。それは、直接的には、①行政運営上各種専門知識を行政に導入し、行政政策に反映させること、②行政を偏らせず、公正中立に執行させること、③行政に関係者・利害者等の意向を反映させること、④各種関係行政の総合調整を行うこと、などの必要性によるものである。また国民の行政参加による行政の民主化についての一般的要請もその根底にある。

このように多くの必要性に基づいて審議会は実際に多数設置されているわけだが、必ずしも高い評価は得ていない。「かくれみの」であるとか、「政府の御用審議会」と評されることもある。そのような評価の背景には、審議会の委員構成が「イエスマンの集まり」になっているという認識と、答申といつても実際は行政側のつくった原案に承認を与えただけではないのかという疑惑がある<sup>(111)</sup>。

教課審は数ある審議会の中でも比較的自律性の高い審議会である。確かに、審議会委員の人選とイシューの選択に文部省の関与を受けている可能性はある。委員は文部大臣によって任命されるが、日教組の代表、革新系の教育学者は一貫して排除されている。また審議の内容も諮問事項とその理由説明によってある程度方向付けられているし、審議に際して提供される資料も事務局である文部省の意向に左右される。しかし、教課審の審議対象は、教育内容・方法等いわゆる内的事項という極めて価値志向的性格を有するものである。すなわち、教育・学習活動には不可避的に、教育価値・学習価値が含まれているからである。それらの価値はきわめて多元的あるいは多様なものであるから、行政機関（文部省）による価値の選択とその実施は、それが一方的・強行的であればあるほど、対立的状況を生むことにもなる<sup>(112)</sup>。従って、そもそも利益志向ではない問題で委員の意見を統制す

ることは困難であるし、仮に教課審の審議を完全にコントロールして文部省の意向を通したとしても教育現場での抵抗が予想される。

このように考えると教課審は「かくれみの」にとどまるわけにはいかず、政策の実現可能性を高めるためにも必然的に利害調整の場とならざるを得ない。白石裕によれば<sup>(113)</sup>、一般に審議会が実質的な利害調整を行うためには、三つの要件がある。第一の要件は、審議会が関係行政機関の単なる意思伝達のための機関であってはならないということである。審議会の自律性、答申の尊重が必要となる。第二は、利害問題が審議過程において論じられなければならないということである。第三の要件は、それに関連して審議会委員に利益代表を参加させるということである。この要件に教課審を当てはめて考察してみる。

まず、第一の要件である審議会の自律性は、比較的保たれていると思われる。答申はほぼそのまま学習指導要領に反映されている。その意味で尊重されていると言える。また、定期的に設置され、審議期間も他の教育審議会より長いのは実質的な審議が行われているからである。

第二の要件については、審議会委員の構成の分析が必要である。教育課程審議会令によると、審議会の委員は60人以内で構成されると規定されている。年度によって多少異なるが、近年の実際の審議では、最初から最後まで同じ60人の委員によって審議が行われるのではない。1976年答申を出した教課審を例に取ると、審議内容及び審議組織の形態の変化に対応して、段階別の人選システムがとられている。また審議の前半と後半では、委員の職種も変化している。前半は大学教授など研究者が多いが、後半では授業時数等具体的な内容に入っていくため、現場の教師が多い。この段階ではそれぞれの教科の利害が錯綜する。利害問題は審議の過程で論じられるようになっている。

また、教課審は答申までのスケジュールの中に「中間まとめ」や「審議のまとめ」を出し、関係団体や世論の意向を取り入れるチャンネルを設けており、利益代表の参加、という第三の要件も満

たされている。以上のことから教課審は利害調整機能を有しているといえる。

多元的な利害が調整されるためには、当然各アクターの妥協が必要となり、特定のアクターの意向が一気に貫徹されるということはない。調整の結果、教育課程の変化は緩慢なものとなり、現状適応的になる。

しかし教育課程の変化が緩慢となるより根本的な原因は次の二点である。第一は教育課程改訂の時間的問題である。教育課程はほぼ10年に一度改訂される。改訂されればその後10年は続くということである。国公私立の小・中・高等学校全部の教育課程に影響するわけであるから、必然的に慎重にならざるを得ず、結果として現状維持的なものとなる。

また、改訂の作業自体もかなりの時間を必要とする。第一章で述べたように、教育課程行政の構造的特質は、学習指導要領による教科の位置づけと教科書（検定）と教師（免許法）が結合していることである。教課審答申において教科の在り方が変わると、学習指導要領が改訂される。それを受けて新しい教科書が編集され、検定・採択となる。この作業にはそれぞれ一年程度かかる。その間、新しい学習指導要領の趣旨徹底が図られ、移行措置が取られる。新教育課程が全面実施になるまでには、教課審が審議を開始してから7年から9年という時間を要しているのである。この準備期間の長さが教育課程を改訂しにくいものにしている一因であるいえる。

第二の要因は教育課程改訂による波及効果の大きさである。先に述べたように教育課程が変われば、教科書が変わり、場合によっては免許法も変えねばならず、また現職教員の研修も必要となる。人員の増減をも招き、施設・設備も問題となり、かなりのコストがかかる。行政機関が政策の立案に際して政策案の良否を判定している規準には、必要性、緊急性、可能性、合理性の4規準があると考えられる<sup>(114)</sup>。家庭科教育に関しては、男女共学の家庭科にすることをめぐって、そもそも必要性が認識され、男女平等教育の推進というコンセ

ンサスが得られるまでに時間がかかった。従って、緊急性や合理性はあまり問題とならず、教育課程の改訂に際して専ら考慮されたのは、男女の特性という教育的価値の側面と政策の実現可能性であると思われる。

政策の実現可能性は、政治上の実現可能性、行政資源の調達可能性、業務上の執行可能性の3次元に分けられる<sup>(115)</sup>。このうち最も問題となるのが家庭科教育の場合は行政資源の調達可能性であると思われる。これは、政策の実効性を担保するのに必要な権限・組織・定員・財源を調達する見込みが立つかどうかという観点である。この点の考慮から家庭科の履修規定を変更することを躊躇したという面があると思われる。

実際、教育課程の改訂にどれだけの費用がかかるかの例として、1989年の教育課程改訂のケースを見てみる。学習指導要領告示を受けて高等学校家庭科が男女共学となった際には家庭科教員の採用が増やされた。例えば東京都では、1990年当時255人だった家庭科教師をさらに251人増員するとした<sup>(116)</sup>。また設備・施設の新設、拡充にかなりの費用がかかった。男女必修となつたことによって、私立の男子校や公立でも女子の比率の低い学校では新たに実習室を用意したり、ほとんどの設備を購入する必要があった。文部省の1991年2月現在の調査では<sup>(117)</sup>、施設(調理実習室、被服実習室など)未整備の学校は公私合わせて690校、機器(調理実習台、被服デザイン機械など)未整備の学校は700校、設備(ミシン、洗濯機など)未整備の学校は1450校にのぼった。これらを整備するには相当の費用がかかるため、文部省の家庭科教育関連の予算も大幅に増加した<sup>(118)</sup>。1991年度から1994年度の文部省の家庭科教育関連予算の変化を見てみると、「私立高等学校産業教育施設整備費」と公立学校施設整備負担金中の「高等学校産業教育施設整備費」については、家庭科関連の予算は1990年度までは「一般施設等」のなかに含められていたが、1991年度からは独立して「普通科等家庭科施設」として予算に計上された。特に男女必修の実施が近づいた1993年度には、予算はそれぞれ前年

の7千526万8千円から1億3千773万8千円、6億5千200万円から17億8千500万円に大幅に增加了。

以上述べてきたように、教課審自体の現状適応的な性格と教育課程改訂に要する時間、波及効果の大きさなど、教育課程行政の構造が家庭科教育の緩慢な変化の背景にあったのである。

#### 注

- (1) 「教育課程行政の現状と問題点」『教育課程行政』日本教育行政学会 年報4』教育開発研究所、1978。
- (2) 前掲書。
- (3) 全国高等学校長協会(全高長)は、昭和23年に設立された団体で、高等学校教育振興のための調査研究を行い、関係当局に意見具申を行うことを目的としている。会員数は約5700人で、15の部会から成っている。また全国の63の下部団体を包含し、その中には私立中学・高校の団体も含まれている。
- (4) 『戦後日本教育資料集成』第一巻 67項目 三一書房、1982。
- (5) 前掲書第一巻 151項目 三一書房、1982。
- (6) 前掲書第一巻 113項目 三一書房、1982。
- (7) 座談会「家庭科教育のあゆみを語る」『家庭科教育』第30巻 第4号、1956。
- (8) 有隣書房、1948。
- (9) 松岡英子「家庭科の男女共学」信州大学教育学部紀要No. 68、1989。
- (10) 「戦後家庭科教育の変遷」『家庭科教育』第52巻 第9号、1978。
- (11) 本田愛「福島県南地区における小学校家庭科の調査」『家庭科教育』第24巻 第3・4号、1950。
- (12) 『家庭科教育』誌上でも、以前に比べて裁縫に費やす時間が少なく、女子の裁縫技術が不十分だ、との読者の不満の声が散見される。
- (13) 以下の記述については横尾恒隆「新制中学校職業科の成立に関する研究(その1)(その2)」名古屋大学教育学部紀要 教育学科 第35巻 1988。隈部智雄「戦後中学校の選択教科をめぐる制度の歴史の概要」『日本教育学教育制度研究会報告』第5集

- 1988。
- (14) 重松伊八郎「家庭科の発足にあたって」『時事通信・内外教育版』33号, 1947。
- (15) 松岡英子「家庭科の男女共学」信州大学教育学部紀要No. 68, 1989。
- (16) 山本キク「最近の家庭科の動向」『家庭科教育』第23巻 第8号, 1949。
- (17) 新制大学の家庭科関係者は「中学校に於ける家庭科の独立についての建議案」(1949年8月20日付)を出した。
- (18) 朴木佳緒留「戦後初期家庭科における男女の教育機会」『年報・家庭科教育研究』第15集 1988。
- (19) 多数の文献でこのような表現が見られる。
- (20) 三井須美子「職業家庭科の成立過程と女子『特性』論」都留文科大学紀要第15号, 1979。同「戦後における女子『特性』論の定着過程」『教育学研究』第47巻第1号, 1980。
- (21) 山本キク「職業家庭科の質問に答えて」『職業指導』第23巻 第7号, 1950。
- (22) 山本キク「家庭科面から見た職業・家庭科」『職業指導』第23巻 第4号, 1950。
- (23) 千葉県指導主事 芦野孝一「千葉県における高校選択科目」(通常普通課程)の実際について」『中等教育資料』第1巻第3号, 1952。
- (24) 大照完・佐藤照一「高等学校生徒の選択科目選択状況及び卒業単位取得状況について(1)」『中等教育資料』第1巻第11号, 1952。
- (25) 「全国家庭科教育協会会員名簿(1950年4月現在)」『家庭科教育』第24巻 第6号, 1950。
- (26) 全国家庭科教育協会「高校家庭科必修請願書」『家庭科教育』第26巻 第8号, 1952。
- (27) 小松直行「家庭科教育の夢」『家庭科教育』第30巻 第5号, 1956。
- (28) 『内外教育』420号, 1953。
- (29) 保柳睦美「昭和28年度の初等・中等教育における教育内容についての問題点と審議の足跡」『文部時報』919号, 1954。
- (30) 「家庭科ニュース」『家庭科教育』第27巻第8号, 1953。
- (31) 「高等家庭科必修問題」『家庭科教育』第27巻第8号, 1953。
- (32) 『内外教育』481号, 1953。
- (33) 石三次郎「海後、小松両氏の『高等学校教育課程改善について第二次中間報告にたいする意見』を読む」『中等教育資料』第3巻第1号, 1954。
- (34) 文部省は、都道府県教委・知事や国立学校など現場関係者の意見を求めた。『中等教育資料』第3巻第5号, 1954。
- (35) 「全国高等学校長協会家庭部会の動き」『産業教育』第4巻 第8号, 1954。
- (36) 大和マサノ「高校家庭科必修論」『家庭科教育』第28巻 第3号, 1954。
- (37) 稲葉良治「教課審中間報告の新教科と家庭科」『家庭科教育』第28巻 第1号, 1954。
- (38) 石井寿子「滋賀県高等学校家庭科教育に関する世論調査(1)(2)」『家庭科教育』第29巻 第9号・第12号, 1955。
- (39) 全国高等学校長協会「高校教育改善についての調査」『内外教育』556号, 1954。  
全国の高校長に調査票記入で求めた回答1923通を整理して「意見」としてまとめてある。
- (40) 杉江清「高等学校教育課程の改善について」『中等教育資料』第4巻 第2号, 1955。
- (41) Z・K・Kは1956年11月に文部省あてに要望書を提出している。その中で学習指導要領の「望ましい」を「履修させること」に改訂するよう要望している。
- (42) 清原道寿「『職業・家庭科について』の建議(2)」『技術教育』307号, 1978。同「中学校職業・家庭科の教育内容」『技術教育』312号, 1978。
- (43) 専門分科会の審議状況については、清原道寿「中産審専門分科会の職業・家庭科教育内容試案」『技術教育』313号, 1978。
- (44) 稲田茂「文部省改訂案の成立するまでの経過」『教育と産業』第4巻 第4号
- (45) 横浜国立大学現代教育研究所編『増補新版 中教審と教育改革 財界の教育要求と中教審答申(全)』三一書房, 1983。
- (46) 前掲書。
- (47) 「新時代の要請に対応する技術教育に関する意

- 見」(1956年11月6日),「科学技術教育振興に関する意見」(1957年12月25日)共に前掲書参照。
- (48) 原正敏・内田糾編『講座 現代技術と教育 8 技術教育の歴史と展望』開隆堂, 1975。
- (49) 「戦後家庭科教育の変遷」『家庭科教育』第52巻 第9号, 1978。
- (50) 植村千枝「技術・家庭科の成立期を回顧し今後の『技術教育』を考える」『技術教育』No. 264, 1974。
- (51) 植村千枝「戦後家庭科の教育課程研究 S33年～40年」『年報・家庭科教育研究』第3集, 1975。
- (52) 横山悦生「女子専用教科から男女に開かれた教科へ」岐阜大学教育学部研究報告(人文科学)第37巻, 1989。
- (53) 松本英三「家庭科教育をこう考える」『家庭科教育』第33巻 第13号, 1959。
- (54) 「家庭の経営者」とは主婦を指すと中産審第70回総会でも述べられている。従来、主婦という言葉には夫の従属者という観念が伴うので、何かよい言葉はないかということで「家庭の経営者」という言葉を使った,と説明している。「中央産業教育審議会の審議の状況」『産業教育』第9巻 第7号, 1959。
- (55) 例えば、必修化運動の母体の一つである全国高等学校長協会家庭部会は、1956年と1957年の総会で「4単位必修を強力に推進することを陳情・請願すること」を決定している。『産業教育』第6巻 第12号, 1956, 第7巻 第8号, 1957。
- (56) 例えば、湯浅信伍「家庭科教育のにならべき課題」『家庭科教育』第37巻 第1号, 1963。糸賀正雄「男女共学・女子教育・家庭一般」同 第2号, 1963。
- (57) このような論旨を展開しているものは、この他、例えば次のようなものがある。
- 1966年10月、中教審答申の「後期中等教育の拡充整備について」では、「女子が将来多くの場合家庭生活において独特の役割をなうことを考え、その特性を生かすような履修の方法を考慮する」と述べ、「女子の特性」に応じた教育的配慮の必要性が記されている。1971年6月の中教審答申「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策

- について」でも「人間形成の問題を考える場合、回避できないものとして男女の性別の問題がある」「男女が平等であることはいうまでもないが・・・それぞれの特性に差異があることを認めながら」男女の特性を伸張させる教育内容・方法の検討が必要であるとしている。答申の全文は横浜国立大学現代教育研究所編『増補新版中教審と教育改革 財界の教育要求と中教審答申(全)』三一書房, 1983。
- (58) 河上邦治「高等学校家庭科教育の振興方策について 建議の背景と趣旨について」『産業教育』第13巻 第1号 1963。
- (59) 婦人労働力政策については、以下を参照。島田信義『婦人労働法論』労働旬報社, 1979。竹中恵美子編『新・女子労働論』有斐閣, 1991。竹中恵美子・久場嬉子編『労働力の女性化』有斐閣, 1994。
- (60) M字型就労については、大森真紀『現代日本の女性労働 M字型就労を考える』日本評論社, 1990, が詳しい。
- (61) 例えば、婦人少年問題審議会「中高年齢婦人の労働力有効活用に関する建議書」(1966年11月), 婦人の地位に関する国内委員会報告「婦人の地位と現状」(1967年4月), 経済審議会労働力研究委員会報告書「労働力需要の展望と政策の方向」(1969年12月)など
- (62) 清水民子「母子関係論と保育政策」布施晶子・清水民子編『双書現代家族の危機と再生 2 現代家族と子育て』青木書店, 1986。
- (63) この時期には家庭に言及した様々な答申が出された。例えば次のようなものがある。「家庭対策に関する中間報告」中児審, 保育制度特別部会, 1963。)「明日の家庭生活のために」(家庭生活問題審議会, 中間報告, 1967。)「期待される家庭像」(同, 1968。)「都市化の進展と青少年対策」(青少年問題審議会, 中間意見案, 1968。)
- (64) 1969年10月1日付毎日新聞
- (65) 「座談会 高校教育と人間形成」『文部時報』1116号, 1970。
- (66) 平野貴子「現代の女性観」女性学研究会編『女のイメージ講座女性学 I』勁草書房, 1984。
- (67) 家教連の活動については、家庭科教育研究者連

- 盟編『家教連20年のあゆみ家庭科の男女共学ひとすじ』ドメス出版, 1988。
- (68) 産業教育研究連盟編『男女共学技術・家庭科の実践』民衆社, 1979。
- (69) 柳淑子『いきいきと生き抜くために 自立をめざす女子教育』明治図書, 1974。
- (70) 以下の記述は、国際女性の地位協会編『女子差別撤廃条約』三省堂, 1990を参照した。
- (71) 家庭科の男女共修をすすめる会編『家庭科、男にも!』ドメス出版, 1982。
- (72) 国際婦人年日本大会の決議を実現するための連絡会編『連帯と行動』市川房枝記念会, 1989。
- (73) 例えば以下のようなものがある。文部大臣宛「家庭科に関する要望」(1976年10月5日), 中教審委員宛「中央教育審議会への要請」(1982年1月28日), 文部大臣宛「中学・高校家庭科の見直しに関する申し入れ」, 1984年6月15日), 家庭科教育検討会議宛「中学・高校家庭科の男女共修に関する要望」(1984年12月13日), 教育課程審議会宛「教育課程改訂についての要望」(1986年9月3日)
- (74) 1976年10月8日, 12月21日付『内外教育』
- (75) 1975年1月7日付『内外教育』
- (76) 家庭科の男女共修をすすめる会編『家庭科、なぜ女だけ!』ドメス出版, 1977。
- (77) 1976年4月21日付『内外教育』
- (78) 「戦後家庭科教育の変遷」『家庭科教育』第52巻 第9号, 1978。
- (79) 1976年12月11日付毎日新聞
- (80) 女子必修論に対する批判や反対は『教育の森』創刊号, 『家庭科教育』第51巻 第1号, 1977に詳しい。また毎日新聞は女子必修論, 男女共修論双方の意見を聞く特集記事を掲載している。1976年12月18日付毎日新聞。
- (81) 婦人に関する諸問題調査会議論『現代日本女性の意識と行動』大蔵省印刷局, 1975。
- (82) 総理府広報室編『月刊世論調査』1976. 12, 1980. 2。
- (83) 1984年の「婦人に関する世論調査」では、「同感しない」が41.3%で、「同感する」が35.9%と逆転している。
- (84) 「婦人問題に関する世論調査」東京都都民生活局, 1977。
- (85) 「都政モニターアンケート」東京都都民生活局, 1978。
- (86) 馬場信雄, 鈴木寿雄, 小笠原ゆり『改訂 中学校学習指導要領の展開 技術・家庭科編』明治図書, 1977。
- (87) 「ユネスコ総会, 家庭科男女共学を決議」『家庭科教育』第54巻 第7号, 1979。
- (88) 山下泰子「女子差別撤廃条約における男女平等一条約第十条(教育権)を中心に」『国際法外交雑誌』第84巻 第5号, 1985。
- (89) 「差別撤廃条約と男女の特性と家庭科」『家庭科教育』第55巻 第1号, 1981。
- (90) 「日本政府が差別撤廃条約署名に踏み切るまで」『家庭科教育』第54巻 第11号, 1980。
- (91) 中島通子「政府の動きと今後の課題」笠原郁子・中島通子『変わる女性の世界』労働教育センター, 1984。
- (92) 「あんてな1」『家庭科教育』第55巻 第1号, 1981。
- (93) 『第94回国会参議院委員会会議録 第13部』
- (94) 1981年6月5日付『内外教育』
- (95) 小笠原ゆり「高等学校教育課程の改訂と家庭科」『家庭科教育』第56巻 第5号, 1982。
- (96) 外務省国連企画調整課の石井淳子事務官の発言。情報1「文部省・外務省を訪ねて」『新しい家庭科WE』1984年5月号。
- (97) 情報1「文部省・外務省を訪ねて」『新しい家庭科WE』1984年5月号。
- (98) 1984年の段階で、国籍法は改正され、雇用平等法案は国会に提出されていた。
- (99) 1984年3月25日付読売新聞
- (100) 1984年6月12日付『内外教育』
- (101) 1984年11月12日付東京新聞
- (102) 神田道子「女性政策の展開」女性学研究会論『女は世界を変える 講座女性学3』勁草書房, 1986。
- (103) 家庭科の男女共修をすすめる会編『家庭科、男にも!』ドメス出版, 1982。
- (104) 家庭科の男女共学の実施状況は1984年度当時

で以下の通り。『家庭科教育』1月号、1986。

(1)中学校の技術・家庭科

- ・男子の家庭系列履修 (19205校中)

一領域 9201校 89.5%

二領域以上 931校 9.0%

- ・女子の技術系列履修

一領域 8501校 82.6%

二領域以上 1696校 16.5%

(2)高等学校男子の「家庭一般」履修状況(公立校)

- ・全日制 (3909校 1716048名)

182校 4.66%

16089名 0.94%

- ・定時制 (1020校 90572名)

128校 12.55%

3280名 3.58%

(105) 神田道子「変動期にある女性」女性学研究会編

『女たちのいま 講座女性学2』勁草書房、1984。

(106) 平野貴子、神田道子、小林幸一郎, Joanna Liddle「女性の職業生活と性役割」『社会学評論』第30巻

4号、1980。

(107) NHK『日本人の意識調査』1973, 1978, 1983,

1988年。NHK放送文化調査研究所『放送研究と調

査』1989年2, 3月号。

(108) 前掲書。

(109) 前掲書。

(110) 『文部時報』No. 1412, 1994。

(111) ヤング・パーク(田代健訳)「審議会—日本にお

ける政府の諮問委員会制度の一研究」『自治研究』48

巻5号、1972。

(112) 村山英雄・高木英明『教育行政提要』ぎょうせ

い、1993。

(113) 白石裕「教育行政における利害調整と教育審議

会の在り方」清水俊彦編著『教育審議会の総合的研

究』多賀出版、1989。

(114) 西尾勝「省庁の所掌事務と調査研究企画」西尾

勝・村松岐夫編集『講座行政学4 政策と管理』有

斐閣、1955。

(115) 前掲書。

(116) 1989年10月東京都議会厚生文教委員会での答

弁。「家庭科情報」『家庭科研究』1990年2月号。

(117) 1991年2月5日付『内外教育』

(118) 文部省大臣官房『文教予算のあらまし』1990年度～1994年度。